

3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 青 木 | 知 之 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 崎 | 金 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 建 設 課 長 | 宮 下 | 和 久 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 池 上 | 浩 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) これからの坂城町の教育についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (2) 令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (3) 子ども達の豊かな心と体を育むためにほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (4) 地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町について | 大日向 進 也 議員 |
| (5) 令和2年度事業計画についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、初めに7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） ただいま議長さんのほうから発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

今日取り上げる一般質問の私のものは、教育と、それからプラスチックのリサイクルの関しての問題を2つ取り上げたいと思います。

まず、最初に教育のほうなんですけれども、今年の3小学校、3つの坂城町の小学校の卒業生は148名であります。それで、今度1年生に新しく入学する入学者の予定数が104名ということになっております。一応、数字だけでいえば、この6年間で大体3分の2まで減ったということになります。これについて、町のほうとしては、どのような見解をお持ちであるか。それをまず第1番目に聞きたいと思います。

それから、その次の口として、教育のグランドデザインというのが今までつくられまして、そ

の中に「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンが入っているわけですがけれども、私は、今
どんどん少子化が進んできていて、坂城の子はと言われても、実は東京の子とか、それからほか
のところにおられるお母さん方、お父さん方に、お子さんを連れて坂城町の教育は、これだけす
ごいぞというところを見て、どんどん移ってきてもらう。坂城町の教育のすごさ、それをこれか
らの5年間で勝負だと思えます。それで、このスローガンについては、どのようにお考えである
か、それをお聞きしたいと。それが2番目です。

それから同じく教育のグランドデザインの中に、グローバルな子どもの育成という言葉も入っ
ていますけれども、このグローバルな子どもというのが、いかなるもんなのか。大体グローバル
人材の育成というと、すぐ英語教育ということになるわけですがけれども、私が向こうの日本人じ
ゃない方とお話しするときに、向こうの人がこっちがネイティブの5歳ぐらいの子どもと同じよ
うにぺらぺらしゃべることを期待しているかということと全くそんなことはなくて、例えば、あなた
は三島由紀夫の腹切りについてどう思うんだと、こういう質問が飛んでくるわけです。世界で一
番長い王国である日本という国の天皇というものについては、どう考えるのか。

実際には、グローバル人材とかグローバルな子どもとかってというようなことは、実は、そうい
う日本の歴史をきちっとわきまえている、日本のことを英語で伝えられる。そうでなければ、英
語だけぺらぺらしゃべれたって何の意味もないと。

それから、例えば、数学においてなんかは、日本の中学生、高校生は、実際のところをいうと
抜群なんです。そういういいところもあることを、みんな捨象してしまって、グローバル人材だ、
グローバル人材だというのはいかなるものかということで、そのグローバルな子どもの育成と
いうことについては、今後5年間のグランドデザインでは、どのようになるのか。

それと、幼稚園、保育園があって、小学校が3つ、中学が1つ。それに、これは県立ですけれ
ども高校が1つ。全く、もしそこで連携してうまくやろうと思えば、非常に恵まれた、そういう
インフラっていいですかシステムがきちっと坂城町はある。そこにどれだけのお金をつぎ込むか、
そういうことで、その連携って問題について、これも一つお聞きしたいと。

こういう教育について私が考えたのは、実は、今年の1月の4日に行われた賀詞交歓会という
ところで、隣に外国の方が、この人は国連で働いていて、今、つくば市のほうで働いておられる
という外国の方がおられまして、その方とお話ししたときに、その方が、今、一番悩んでいるの
が何かというと、どこの学校に自分の子どもを入れたらいいかと。それで、選択肢はどれも3つ
あるらしいんです。坂城町にも係累の方がおられるんで坂城町もいい。それから、一応、今、住
んでいる自分の東京もいい。その方はニュージーランドが主な拠点のようなんですけれども、も
う一つは、海外に出て、そちらでもいいと。そこで、さあどこにするか。

それで、あんた一応教育についてはプロなんだろうと。だから、坂城町の教育はどうなんだ。
こういうふうに言われまして、それは坂城町は最高ですよと。あまりそれまで坂城町の教育って

いうのを本気で考えたことなかったんですけれども、絶対抜群です。

江戸時代、この長野県、信濃の国です。1, 193の寺子屋、これは断トツの一番。これは後になってから、そのときは、私は適当なことを言って、寺子屋数が最高とか言って、これは何か危ないなと思ったんです。本当は岡山とかあっちのほうじゃないかと。その後、研究して、そしてたらおもしろい本があって、山口県はなぜこれだけ総理大臣を出すのかという本がありまして、そこに山口県の江戸時代の寺子屋数のすごさ。すごいったって日本で第2位、970校の寺子屋があったと。断トツなのは、この信濃の国の1, 173でした。その辺はちょっと怪しいですけど。

私はそれを読んで、何だそれと。2番で威張っているわけという感じなんですけど、確かに向こうは松下村塾とか、そういう時代に乗ったのはありますけれども、しかし、この教育県である長野の江戸時代からの寺子屋数の抜群の多さというのは、これは使って、頑張っ、これから長野県、それから坂城町もやっていかなきゃいけないと、そんなことを、その彼に話したわけなんですけど、結論はどうなったか知りませんが。

そういうことで、この教育ということの一般質問を、まずさせていただきます。

町長（山村君） おはようございます。ただいま栗田議員さんから、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。その中で私からは、1番目のこれからの坂城町の教育についてのの中のロとハにつきまして回答させていただきます、イとニにつきましては教育長からお答えさせていただきます。

まず、1番目、これからの坂城町の教育についてのうちの（ロ）の「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンについてでございますけども、町では、第5次長期総合計画に基づきまして、坂城町の教育大綱を平成28年3月に策定しまして、この大綱に沿って教育行政に取り組んでいるところでございます。

学校教育におきましては、坂城町の教育グランドデザインによりまして、「坂城の子は坂城で育てる」と、先ほどお話ありました。これをスローガンにしまして、目指す子どもの姿を、「坂城のよさに気づき 坂城を愛し 坂城を誇れる元気な子どもたち」とし、各学校と連携を図る中で、様々な施策を展開しております。

この中で、「坂城の子は坂城で育てる」との意味合いでございますけども、これは教育を学校や家庭だけで推し進めるのではなくて、今まで以上に地域の教育力を積極的に学校教育に取り入れ、家庭、地域、学校が一体となり、一緒に協働しながら責任を持って子ども達を育てていくということでありまして、さっきのお話にありましたような坂城町以外の周りを排除するような意味合いというのは全然ございません。

栗田議員さんの坂城町に移り住んで、子どもに受けさせたい教育を目指すべきではなかろうかというご指摘ですけども、「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンの中に当然含まれていると

認識しております。

スローガンを受けての町の教育ランドデザインでは、坂城町の子ども育成のために、1つとして、生きる力と基礎学力の向上、2つとして、ものづくりを基本とした人づくり、3つとして、国際化社会を生き抜く子の育成、4つとして、幼保・小・中・高の交流連携、5つとして、気になる子へのニーズに応じた支援を5つの柱として設定しております。

坂城町の教育のすばらしさといえます。生きる力と基礎学力の向上に関しましては、新学習指導要領に基づき、時代の変化に対応したICT教育の充実のため、各小中学校にタブレットを導入し、学習の個別化やプログラミング学習、能動的な学習を図っております。

また、小中学校が同一歩調で、毎年、教育に関する研究テーマを設け、30年度からは東大名誉教授の市川伸一先生にご指導をいただき、「教えて考えさせる授業」に取り組んでいるところでございます。

また、坂城中学校では、信州型コミュニティスクールにより、地域の企業の皆さんや教員OBの方々の支援により放課後学習に取り組んでおります。

今年度、講師を務めていただいた先生方、これは企業11社16名、教員のOBの方11名、計27名へ、受講生39名から、この放課後学習が終わった段階で、この子ども達39名から「お忙しい時間を割いて、私たちのために優しくわかりやすく教えてくださってありがとうございます」という多くの感謝のメッセージが寄せられております。

ものづくりを基本とした人づくりに関しましては、産学官共同による小中学校のものづくりの体験授業の実施、ねずみ大根など地域特産品の栽培やものづくりに関する人々との交流等を通して、働くことに対する児童・生徒のそれぞれが自分の考えを深めております。

また、次のテーマに関係しますけれども、国際化社会を生き抜く子の育成に関しましては、これからの時代を生きるべく、世界のどこにいても自己の能力を発揮し、たくましく生きていけるような子どもを育てるということを目指しております。

続きまして、(ハ) グローバルな子どもの育成についてお答えを申し上げます。

グローバルな子どもの育成のための施策としまして、町内には、県特別配置の英語専科の教員のほか、外国語指導講師ALTを配置し、保育園から中学校までの一貫した英語学習によりグローバルな子ども達の育成とコミュニケーション能力の向上を図っております。

これは先ほど栗田さんがおっしゃいましたが、必ずしも英語を教えるべきというものではないということは私も完全に同じ意見であります。私は、かつてある企業に勤めていたときは、人事関係、教育関係をしたり、その企業は社員が14万人ぐらいいましたんで世界中に社員がいました。その社員等の教育も一生懸命やりました。それから、国内にいる人間を海外駐在に出す場合、その場合には、私が一番選んだのは語学ではなくて、例えば、大阪で営業をやって、バリバリやっている人、こういう人のほうがかえってペラペラと英語を話せる人よりももの凄い実績

を出すんです。何かというと、日本の文化をよく知って、日本のビジネスをよく知って、本質をわかっている人間というのは、多少語学ができなくても海外で大きな実績を出したということを私は経験しております。

だけでも、コミュニケーションができなきゃいけないという問題もあります。

また、坂城町の教育ですけども、国際化社会への対応としまして、町内小学校と中国上海市実験小学校との交流事業、今年は中止になりましたが、中学生のアメリカへの海外派遣事業のほか、小中学生を対象とした国際交流村事業の実施を行っております。

今回の新型コロナウイルスに関しましては、この教育交流を通じまして、中国上海市実験小学校の児童の皆さんに向けて、町内の3小学校の児童から励ましのメッセージを送りたいという話がありまして、メッセージを作ってくださいました。このような国際交流ならではの取り組みもされたところであります。

幼保・小・中・高の交流連携に関しましては、子ども達の職場体験学習や運動会、文化祭などでの子ども同士の交流を行っているほか、気になる子へのニーズに応じた支援として、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の充実を目的として、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーが中心となり、教育、福祉、医療等が一体となって、一貫した支援体制を構築し、支援を行っております。

また、坂城町の特色のある教育の施策であります。これは、先ほど申し上げました国際交流を通じて、語学だけではなくて自分の住んでいるところの文化等をわからなきゃいけないということがありますが、郷土の坂城を愛し、生きる力や感性豊かな子ども達を育むことを目的に、様々な事業を展開しております。

このことを踏まえまして、来年度、当町の特命大使に任命させていただいている鳥類生態学の権威で、国の特別天然記念物ニホンライチョウの研究や保護に取り組んでいる中村浩志さんを講師に迎えまして、郷土の水辺の観察講座の開催なども予定しております。

今後も家庭、地域、学校の連携をさらに一層深め、町としましても教育施策の推進を図ってまいります。

教育長（清水君） これからの坂城町の教育について、最初にイ、町内3小学校の新入学予定者総数は104名である。この現状についてお答えいたします。

令和2年度、3小学校の新入学予定者数につきましては、ご指摘のとおり104名と前年度の卒業生148名に対し44名の減となっておりますが、平成26年度以降の出生者数の推移を見ますと、毎年減少傾向にありましたが、30年度においては増加に転じるなど、年によってばらつきがある状況となっております。

現時点での3小学校の在籍児童数は、南条小学校307名、坂城小学校217名、村上小学校178名で、村上小学校が町内3小学校の中で最も少人数であり、6年生以外の1年生から5年

生につきましては、単級による学年という状況でございます。

このような状況の中、村上小学校では、1、2年生、3、4年生、5、6年生での連学年による少人数学級ならではの活動を取り入れております。活動の内容といたしましては、1、2年生では、運動会でのダンスと玉入れ、村上地域をめぐる合同遠足、地域の方をお招きしておおやきづくり、そしてマラソン大会などが挙げられます。3、4年生では、運動会でのダンスと竹ひき、自在山への合同遠足、ねずみ大根種まき、マラソン大会、そして、5、6年生では、運動会での組体操、鼓笛隊、マラソン大会などに合同で取り組んでおります。

この村上小学校での連学年活動による効果、成果につきましては、「連学年で児童数が増えることにより活動の幅が広がる」「複数の教員が指導に当たることにより指導が充実し、また、児童の安全も確保できる」「異年齢集団での活動により、上の学年の児童が下の学年の児童に対して、優しく、きめ細かく教える姿が見られ、下の学年の児童も素直に聞き入れ、お互いにより影響を与えることができる」といった連学年活動ならではの通常では味わえないプラスの効果も報告されております。

今後、見込まれる児童数の減少について、村上小学校での取り組みなども参考にして、小規模、少人数だからこそできる教育活動に目を向け、状況に応じた学校のあり方の検討を行い、少子化に対応した活力ある学校づくりに努めてまいりたいと思います。

また、坂城町は小学校3校、中学校1校の互いに連携しやすい学校関係にありますので、学校間を超えた取り組みも検討してまいりたいと存じます。

続きまして、これからの坂城町の教育についての二、幼保、小学校、中学校、高校の連携についてお答えいたします。

町では、インクルーシブ教育の展開として、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を目指しております。

具体的に申し上げますと、坂城町においては、平成30年度から教育委員会に子ども支援室を開設し、幼児期から小学校、中学校、高校までと子どもの成長過程に合わせた切れ目のない一貫した支援体制を目指し取り組んでいるところでございます。

子どもの出生から就園、就学までの子育てに関する具体的な支援体制といたしまして、まずは保健センターで行う乳幼児の健診時の様子から、保健師が子どもの発達を把握し、就園する保育園や幼稚園へつないでいます。

そして保育園では、子どもの活動の状況から必要に応じて就学相談を行い、小学校でスムーズな学びがスタートできるよう小学校との連携による移行支援会議により、子どもと保護者の不安を軽減し、安心して入学できる体制を整えています。

また、小学校への入学後も子どもの生活や学習面から、本人や保護者と面談を行うなど、継続して子どもの成長を見守り、小学校から中学、また高校へと適切な指導となるよう努めておりま

す。

具体的には、小中学校と高校が参集する校長会等において、総括保育園長と子育て支援センター所長も同席し、就園前の幼少期からの子どもの様子について、小中学校、そして高校の関係者間での共有を図っているところでございます。

なお、そのほかにも坂城町の独自の取り組みといたしましては、平成25年度より教育コーディネーターを、27年度からは臨床心理士の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、地域にしながら、子どもだけでなく保護者までを対象とする専門的視点のカウンセリングを受けられるようにするなど、早期段階から継続した教育相談と切れ目のない支援について取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、関係機関との連携を深め、一貫したインクルーシブ教育の充実に努めてまいります。

7番（栗田君） 今あるグランドデザインに沿って、大体お聞きしたわけですが、これは細かいことになると非常にテクニカルな話になって、どこでどういう教育をやるかとか、例えば、保育園とか幼稚園で徹底した英語の教育をやってみてはどうかと。そうすると、そこに非常にお金のかかる話なわけですが、一応、今のところ教育のほうに回せる予算が人数が減ることによって削られることなくあれば、大体これからの子ども達は、今までの小学校、あるいは保育園の子ども達に比べると、3分の2に減ったということは、逆に言うと、1人当たり1.5倍の予算が振り向けられると、そういうことになると思いますので、ここは教育ということについては非常にいいチャンスだというふうに思っているわけです。

日本全体で子どもが減っていくのはどうしようもないです。昭和24年ですか、260万を超える子どもが生まれたわけですが、平成の28年になってから100万人を切り、そして29年で90万、30年で全部で86万4千という数に本当に急激に、今、減っているんです。

こう言うのはなんなんですけども、子どもを産む親御さん、あるいは子どもの全国でのとり合いというのは変ですけども、やっぱり先ほど言いましたように、あの町は、これだけの魅力がある。ついては、うちの子はそっちで育てようと。

特に今回、コロナバイアラスというような病気がはやりまして、会社のほうに行かず在宅で仕事をやるのか言っています。そうするっていうと、実は、東京にだけいる必要もなく、長野のこっちに住んでもらって、テレワークなりというような形でどんどんテクノロジーが発達しておりますので、そういった形で、教育、子育ては坂城町、働くのは東京でもどこでもいいと、そんなような生活スタイルも、これから見えてくると思いますので、今いろいろ言われました教育の坂城町のすばらしさを大きく発信していただいて、こここのところが一番問題なんですけど、どうやって発信していくんだと。

でも、それについても内容がきちっとしていなければ発信もへったくれもございませんので、

いろいろと町のほうでICTの教育とかAIとか、これからはそれは必然だと思えますので、予算を削るとか、そういうことのないように、人数が減ったからといって、そういうことがないように、どんどん投資して、どんどん坂城町のほうに来ていただくと。そして、坂城町の教育を受けてもらう。そういうふうに、これからの5年、10年、非常に大事な時期だと思えますので、そこはよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次なんですけれども、次はリサイクルについて、今、分別収集が皆さん行われているわけなんですけれども、ずっと私、この1年間、いろいろな形で調べてきたり、その数字を見たりしてきたわけなんですけれども、通告書にあるとおり世界のリサイクル率というのは、ヨーロッパではしっかりやっている、やっていると言うけど、本当はほとんどやっていないんです。けれども、一応やっているということなんですけれども、私が最近見た数字では、世界全体では、ほぼ9%と。

それから、その後、住民環境課の方々なんかへ、私が読んだ本の中から抜粋したので、そこではいろいろ回収とかりサイクル量とか、結局のところ1%がいいとこだらうというような数字まで飛び出しているわけなんですけど、まず、これだけリサイクルというのが9%とか、そこから7%だ、8%だ、1%だって、いろいろな数字が飛び交っているわけなんですけれども、その理由として、まず第1番目にコストがかかり過ぎると。

例えば、100%リサイクルする。もちろん、そんなことは不可能なんですけれども、それをやった場合、もともとの石油からつくり出せば何のことはない100円でできるものを、一生懸命、千円、2千円かけて、それでリサイクルしたって言っているわけなんですけれども、それに本当の意味があるのか。

それから、私が一番問題にしているのは、容器包装を、今、人に立ち会ってもらって、朝早く1時間とか1時間半とか立っていただいて集めているわけなんですけれども、何ととっても、そういうプラスチック類っていうのはどんどん劣化していくということがあって、それをそのまま使うということは、まず不可能なわけです。

だから、考えているような、そのポリの容器が、そのまんまポリの容器になるというようなことはあり得なくて、どんどん質の下がったもの、例えば、公園の擬木とか、そういうものになっていってしまう。そういうことに、これだけの人を動員して、立ち会わせて、それを見てやらせるだけの意味があるんだろうか。

それから、いろいろ私のほうで通告書に書いておきましたんで、ここでは全部言いませんけれども、そういった問題を勘案した場合、本当にリサイクルの意味があるのか。

それから、12月の議会で、大体坂城町から出る可燃ごみは4,155トンという話を伺って、それに対して分別収集している容器包装が80トンほどあると。その80トンも4,155トンの中に入れて燃やして、発電してもらおうと。今度、仮称ですけどもB施設ができ上がれば、そ

こで4, 155トン、プラス80トン、それを燃やしてもらって発電してもらおうというふうにしたらどうだろうか。4, 155トンとか80トンとかっていう話は12月議会で初めて私が知った数字なんで。

ただ、それを考えてみると、80トンっていうと4千トンに対して80トンですから2%です。その2%のプラスチック、ごみの2%を集めるのに、本当に立ち会いをやらしてもらって、朝1時間も1時間半もやらしてもらって、その意味はどこにあるんだろうか。これが私のお聞きしたいところです。それについてよろしく願いいたします。

住民環境課長（山崎君） プラスチック容器包装の分別収集についてお答えいたします。

我が国は、経済の発展に伴う大量生産及び大量消費により、国民の生活様式の多様化や利便性の向上が実現した一方で、廃棄物の排出量は増加し、廃棄物を埋め立てる最終処分場も不足するなど、深刻な社会問題が生じてきたところであります。

このため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進することにより、減量と有効活用を図ることが重要となり、一般廃棄物全体の中で容量の約60%、重量の約20%を占める容器包装廃棄物の処理が緊急の課題となったところであります。

このことから、平成7年に容器包装リサイクル法が制定され、従来は市町村が全面的責任を負っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者が分別して排出し、市町村が分別収集を行い、容器や包装を利用して商品を販売する事業者や容器を製造、輸入する事業者が再商品化するという役割分担を決め、三者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務づけられました。

環境省によると、有効利用される廃プラスチックの割合は、金属等の他の素材と比べていまだ低く、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンのプラスチックごみが海洋へ流出しているとも推計されております。

このようなことから、2015年9月の国連サミットにおいて、2030年を年限とする17の国際目標であるSDGs「持続可能な開発目標」が採択され、目標の一つである「持続可能な生産・消費」において、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用、廃棄物の発生防止・削減・再生利用、再利用により廃棄物の大幅削減などが示されております。

このようにプラスチック類をはじめとする資源物の使用量削減、リサイクル、そして適正な分別等は全世界的な流れとなっており、ご質問にありましたとおり廃プラスチックのリサイクル率の低い理由は、いくつかあると考えられるところではございますけども、可燃ごみと一緒に焼却するのではなく、適正な分別を進めることが大原則と考えるところでございます。

なお、ご質問の中で、日本のプラスチック廃棄物の実際のリサイクル率は7%、あるいは8%ほどに過ぎないとのお話をいただきましたが、この数字は、自治体が容器包装リサイクル法に基づいて回収しているプラスチック製容器包装やペットボトルのほか、例えば、廃棄された家電や自動車、建設系資材等の産業廃棄物を含む全ての廃プラスチックのリサイクル率であり、かつ、

いくつかあるリサイクル手法のうち、廃プラスチックを再生樹脂やパレット等として製品に再生利用する「材料リサイクル」の国内消費分、それと廃プラスチックを科学的に分解するなどして、コークス炉の化学原料や合成ガスに再生するケミカルリサイクルを合計した数字であると承知しているところでございます。

当町を含む全国の自治体から排出されるプラスチック製容器包装につきましては、引き取っている日本容器包装リサイクル協会が指定した再資源化事業者により処理され、材料リサイクルとケミカルリサイクルを合わせたプラスチックリサイクル率は、平成30年度実績で約65%となっております。

同様に、当町を含む全国の自治体から排出されるペットボトルについては、その多くが、例えば、卵パック等のプラスチックシートや再生繊維、飲料用ペットボトル等の製品に再生されており、そのリサイクル率は約80%となっております。

また、市町村が行う分別収集に当たっては、容器包装リサイクル法により、汚れの付着や異物の混入がないよう適切に収集することが求められておりますが、本町から日本容器包装リサイクル協会の指定業者に排出されたプラスチック製容器包装、ペットボトル等につきましては、品質調査による評価ランクが最上級のAランクとなっており、これも町民の皆さんの分別収集に対するご理解とご協力のおかげでございます。

分別収集の立ち会い当番につきましては、異物や汚れたものの混入等を減らし、廃プラスチックの適正な分別を行うために不可欠であるものと考えており、当番の開始・終了時間などについては、各地域の実情を踏まえて変更していただいておりますので、今後も立ち会いをお願いしたいと存じます。

町といたしましては、循環型社会の実現に向けて、プラスチック類を初めとする廃棄物の発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」の3Rを推進してまいりたいと考えております。

7番（栗田君） 今、お聞きしている中で60%とか、そういう数字、全部は聞き取れなかったんですけど、私が問題にしていたのは、12月議会で聞いたところの可燃ごみの4,155トン、それに対して分別収集ごみは80トンぐらいだと。それで、それについてお金のほうは持ち込んだ総量で全体でどれだけ持ち込んだかという割合で決まるんで、金銭的にはよくわからんというお答えだったと思うんです。12月の分については。

その4,155トンの可燃ごみと分別収集した80トンの関係について、今、もうちょっとはっきりしたお答えがなかったと思いますんで、もう一度、そこだけしっかりお聞きしたいと思います。

住民環境課長（山崎君） 再質問にお答えいたします。

12月のご質問にもお答えいたしましたけども、当町の平成30年度のごみの量でございます

けども、可燃ごみとして焼却処分したものの、それが4, 155トンでございます。それと、立ち会い当番等をお願いして分別収集して収集したプラスチック製容器包装が約80トンということで、そういうことで4, 155トンに対してプラスチック容器包装が80トンと、そういうことでございます。

7番（栗田君） 今のところ、その4, 155トンの可燃ごみ、これは焼却でよろしいわけですね。それで、皆さんが一生懸命集めているのが80トン。計算すると2%ぐらいになります。

その80トンの2%入れたとしても、可燃ごみとして出した場合、処理費用としては2%上昇する。102%で。その金額がまだはっきりしませんので、どのくらいのお金になるのかわかりませんが、いずれにしろ増える分は2%だけです。100万円だったら2万円増えるだけということになります。1千万なら20万。それでも大事な税金を使うんだぞと言われれば、確かにそうなんですけれども、それだけのことで、皆さんに朝出てもらって、お忙しい方もいるし、いろいろな方がおられて、それでそれを一生懸命、人が出すごみを見て、こんなんだめとか。

私は、実は、もちろん、その分別収集の立ち会いに出ているわけです。そこで一度もこんなめんどめんどか言った覚えはないんですけども、実はプラスチックっていうのは、納豆の容器なんかで考えてみればおわかりのとおり、ざっと水に流して出して、まあまあだったらそれでいいんじゃないと言うけれども、実際には、もし本当にリサイクルするんだったら徹底的に洗って、それこそコロナウイルスなんかついていちゃだめだぐらいの勢いで洗わないとだめなんですけども。

だけど、そんなことも言わずに、言ったら町内の具合が悪くなっちゃうんです。その辺もちょっと考えていただかないと。立っている人が持ってきた人に向かって、こんなん持って帰れなんて、これは言えないわけです。そういうことも考えていただかないと困ると思うんですけども。

今、言ったように、100万円だったら102万円になるけれども、みんな燃やしたほうがいいか、それとも今までどおり集めたほうがいいか、これは町民の方々のご判断もあると思いますんで、それについては、これ以上お聞きしませんけれども、こういう実態であるということは、これではっきりしたと思います。

それでは、今回の私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

現在、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、当町におきましても2月27日、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染予防対策を実施していただい

ているところであります。非常に厄介なウイルスで、クラスターでの広がり懸念されますが、問題はワクチンと抗ウイルス薬がまだ確立されていないことと、PCR検査体制の遅れがあり、複合的な対策が不可欠であります。

日本国内含め、当町でも産業界に大きな影響が予測され、今後への不安ははかり知れません。今議会、一般質問でも同僚議員から取り上げられますが、私たちにできることは限られます。正しく恐れるを基本とし、感染防止の行動を粛々と進め、感染のリスクを低減していくことです。今後の医療体制の整備に期待をするとともに、国には迅速な対応と冷静な判断を求めたいと思います。

では本題です。昨年10月、広域的に甚大な被害をもたらした、多くの人命も失われた台風19号ですが、気象庁から「令和元年東日本台風」と命名をされました。これは1977年、沖永良部台風以来43年ぶりのことで、後世に経験や教訓を伝えるため命名したとしています。

県内でも多くの自治体が復旧への取り組みを進めているわけですが、当町におきましては、いち早く事業に着手され、目に見える形で復旧工事が進んできております。各事業が進められている中、復旧事業の内容のまとめと今後の取り組みについて取り上げたいと思います。

1、令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについて、3項目質問いたします。

イ、災害復旧工事について。1つ目、災害復旧事業の内容と財源の内訳は。これまで専決、臨時会、定例会、5回の議決を経る中、町は迅速な復旧事業の執行を行ってきております。ここで、主な復旧事業の概略と工事費の総額、財源の内訳をお伺いいたします。

ロ、千曲川河川内施設復旧工事について。1、鼠マレットゴルフ場、ポンプ操法訓練場、上五明運動公園、3施設の復旧工事の進捗状況ということで、進捗状況と現状と整備完了見込みを伺います。

ハ、今後の検討課題について、3点、質問いたします。

1、2月12日付新聞アンケートの内容について、課題と今後の取り組みは。県内74市町村が回答し、全県的に今回の災害の教訓から対策に乗り出す動きが顕著になっているとし、また本復旧に向けた作業が進む中、技術職員不足や財源不足が課題とする回答も目立ったとしております。当町も直面している課題と着手予定、検討課題を回答しておりますが、災害の検証から今後の防災対策への取り組みを伺います。

2、総合防災訓練での取り組みは。昨年の災害から初の防災訓練になります。その経験から町民の意識も一層身近なものとなっており、来る災害に備えるためには、訓練は非常に重要な位置づけがあります。これまで地震災害によるものが中心でしたが、昨年の教訓から新たに取る訓練はどうでしょうか。

移動系防災行政無線を活用した訓練、初の避難所開設の経験から、避難所運営組織、学校、行政、地域の役割確認、また様々な立場の方の受け入れ体制など、避難所開設訓練の取り組みを伺

います。

3、地域防災計画の見直しは。当町でもこれまで経験のない災害で、初期段階での情報収集から伝達、警戒レベル情報の発信、避難誘導など、近年の激甚化する災害状況にあわせた見直しが必要と求められます。改定への検討はどうでしょうか。

以上につきまして質問いたします。

町長（山村君） ただいま滝沢議員さんから、令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについてのご質問をいただきました。その中のイロハのうち、千曲川河川内施設復旧工事につきまして、私から答えさせていただきます。

昨年10月の令和元年東日本台風では、全国で甚大な被害が生じ、長野県内におきましても、千曲川沿岸を中心に、堤防の決壊や鉄橋の崩落など大きな被害を受けております。

当町におきましても道路や橋梁、公共施設等への被害や、堆積土砂による農地災害、風害による果樹や農業施設などへ大きな被害をもたらしました。

町では、専決、あるいは議会の臨時会、定例会など数度にわたりまして補正予算をご審議いただきまして、昭和橋、バラ公園駐車場、運動公園、消防ポンプ操法訓練場、農業被害などの災害復旧に取り組んでおり、急ピッチで事業を進めているところでございます。

ご質問いただきました、3施設の復旧工事の進捗状況について申し上げます。

最初に鼠橋運動公園マレットゴルフ場等災害復旧工事につきましては、河川下流側の若鮎コース、上流側のちょうげんぼうコース、併せて36ホール及び運動場に流入した土砂の撤去、陥没箇所への整備、倒木等の処理による原形復旧工事でございます。

工事につきましては、今年は大雪を含む降雪がほとんどなく、天候にも恵まれる中、順調に工事が進んでおります。

12月下旬に工事を発注し、倒木等の伐採工事と片付け処理が完了し、土砂等の流入及びコースの陥没が見られたマレットゴルフ場コースの復旧につきましては、坂城町マレットゴルフ協会の皆さんにもご協力いただきながら、両コースの成形を進め、3月中旬には、ほぼ全コースの原形復旧が完了する見込みとなっております。

今後は、各コースの仕上げ、コース表示、剥がれた芝の養生等を行い、一日でも早く原形復旧してほしいという町民の皆様のご要望に応えるため、年度末までに復旧を完了させ、4月の新シーズンからご利用いただきたいと考えているところでございます。

続きまして、坂城町運動公園、これ上五明ですけれども、災害復旧工事につきましては、河川上流の少年野球場、野球やサッカーができる運動場、河川下流の野球場A・B面に流入した土砂の撤去、陥没箇所への整備、流失または破損した防球ネットやトイレ等の復旧等でございます。

進捗状況でございますが、各グラウンドの埋塞土のすきとりを開始し、陥没箇所の穴埋めや盛り土への利用、そして埴科頭首工横にあります千曲運動場へ土砂を運搬し埋設しております。

現在、土砂等のすきとり及び運搬作業は、ほぼ完了しており、今後は各グラウンドの不陸整正を行い、グラウンド土の盛りつけ、クレー舗装を行い、あわせてトイレ等を設置する予定でございます。

また、様々な状況を勘案する中で、可能な範囲でスポーツ少年団硬式野球の皆さんにもご協力いただき、ベンチの配置などを確認し、設置できたらと考えているところでございます。

4月の使用開始に向け、工期内に完了するよう作業を行い、各種団体の野球大会をはじめ町のスポーツ大会、そしてスポーツ少年団硬式野球の皆さんの練習が行えるよう努めてまいります。

数日前ですけれども、この工事を担当しておられる業者の会社さんからドローンを使って、この運動公園を上からの風景をアップしております。これを見まして、なかなか、随分進んでいるなというふうに安心したところでございます。

次に、消防ポンプ操法訓練場復旧工事でございます。

消防ポンプ操法訓練場につきましては、消防団の基本技術であり、迅速かつ正確さが要求されるポンプ操法の訓練を実施するため、平成元年に四ツ屋の千曲運動場内に整備を行い、以来31年間使用したところでございます。

しかしながら、今回の令和元年東日本台風によりアスファルト舗装が流出するなど、大きな被害を受け使用不能となっている状況でございます。

このようなことから、町では、現在地と比較して浸水被害が比較的少ないと考えられる鼠橋運動公園の運動場への移設復旧に向けまして、千曲川河川事務所へ協議を行い、調整を進めてまいりました。

工事は、鼠橋運動公園内の従前の訓練場と同等規模のアスファルト舗装等を施工するもので発注済みですが、現在、鼠橋運動公園も災害復旧工事の施工中でございますので、その工程と調整を図り、早期の事業完了を目指してまいります。

3施設の復旧工事の状況を申し上げましたが、その他の施設や農地災害につきましても、できる限りの進捗を図り、一日も早い復旧に取り組んでまいります。

総務課長（柳澤君） 1、令和元年東日本台風災害復旧と取り組みについてのイ、災害復旧工事についてお答えを申し上げます。

台風被害に対する当町の災害復旧関連予算につきましては、一般会計第10号補正までの予算総額で3億4,185万6千円となっております。このうち、国庫支出金1億7,796万1千円、県支出金2,726万8千円、町債6,580万円で、一般財源等は7,082万7千円でございます。

災害復旧事業に係る町債につきましては、後年度の財政負担の軽減を図るため、借り入れを行った翌年度から元利償還額に対し、ほぼ交付税算入がなされるため、町の実質負担額は7,082万7千円でございます。

ご質問をいただきました事業ごとの内容及び財源内訳につきまして、主なものを申し上げます。

道路橋梁災害復旧事業は、昭和橋の橋脚周囲を覆っていた土砂が増水により流出し橋脚が露出したため、橋脚の周囲に重量5トンの大型のブロック294個を設置する復旧工事で、事業費は8,829万4千円でございます。

財源内訳は、国庫補助金が3分の2の補助率で5,333万3千円、町債となる災害復旧事業債は2,660万円、一般財源は836万1千円でございます。

運動公園施設災害復旧事業につきましては、鼠橋運動公園の土砂の流入や上五明運動公園の流失に係る復旧工事で、事業費7,372万7千円に対しまして、国庫補助金が3分の2の補助率で4,506万6千円、町債の災害復旧事業債は2,250万円、一般財源は616万1千円でございます。

消防施設災害復旧事業は、鼠橋運動公園内へ消防ポンプ操法訓練場を移設復旧するもので、事業費は1,065万円でございます。

財源内訳につきましては、補助対象事業ではございませんので、全額一般財源となっております。

農地災害復旧事業は、上五明河川敷内において、河川の増水による土砂の堆積や洗掘などにより被災した農地約4.6ヘクタールを復旧する工事や流入した災害ごみの撤去等でございます。

事業費は8,484万円、国庫補助金は6,817万円、補助率は90%でございます。町債の災害復旧事業債は1,170万円、一般財源等は497万円でございます。

また、この災害復旧事業で除去をいたしました堆積土を、埴科頭首工付近で洗掘された場所へ埋め戻し、原形の高さまで復旧する予定としております。

なお、補助事業の対象とならない町道や河川などの土砂の撤去や測量設計委託、消防ポンプ操法訓練場の復旧事業などの単独事業につきましては、県などのヒアリングを受ける中で、災害復旧事業債が充当できる見込みとなり、一般財源の支出はもう少し減額となるものと考えております。

町債の予算計上に当たりましては、それぞれの事業の進捗状況や完了などに伴う事業の精算と合わせて、今後調整をしてみたいと考えております。

続きまして、ハ、今後の検討課題についてのうち、昨年10月の台風19号豪雨災害から4カ月になるのを機に、信濃毎日新聞が県内77全市町村長を対象に、1月下旬から2月上旬にかけて行いましたアンケートの内容及び回答についてお答えをいたします。

このアンケートの集計結果につきましては、お話にもございました、2月12日付信濃毎日新聞に掲載をされたところでございます。回答に当たりましては、昨年11月中旬に課長等により、また、11月下旬には理事者を含めて行いました庁内検証会議において課題とされた点や新年度の予算編成を行う中で議論した点などを踏まえて回答いたしましたところでございます。

まず、質問の台風19号災害からの復旧復興に向けて直面している課題につきましては、河川や道路インフラの復旧、農業関連インフラの復旧、技術職員の不足、営農の支援についてを上げさせていただきました。

町長の答弁でもございましたが、昭和橋、バラ公園駐車場、鼠橋運動公園、上五明の坂城町運動公園につきましては、工事施工中で、消防ポンプ操法訓練場については、鼠橋運動公園に移設・復旧することから、現在、工程の調整を行っているところでございます。

農業被害に対する対応につきましても、営農支援として枝折れした果樹の苗木や倒壊したぶどう棚資材購入補助など、農作物災害緊急対策事業を進めるとともに、パイプハウス等農業用施設や農業機械の損壊につきましては、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用し、補助事業を進めております。

併せて、農業関連インフラの復旧に向けては、千曲川河川敷の農地に堆積した土砂の除去を行う農地災害復旧事業につきましても、工事を進めているところでございます。

また、技術職員の不足に対する対応といたしましては、町職員OB技師の力を借りて対応しております。技術職員につきましては、今後も計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

河川や道路インフラの復旧、農業関連インフラの復旧につきましては、当町を含め、回答した35市町村のほとんどが課題として挙げており、今回の台風被害の甚大さを改めて感じるとともに、早期復旧に向けて、被害にあった関係市町村が連携し、継続して国や県などに財源確保や千曲川の早期改修など要望していくことも必要であると感じたところでございます。

次に、新聞にありました、台風19号災害をきっかけに着手したこと、着手予定、前向きに検討していることにつきましては、避難勧告・避難指示などのタイミングの見直し及び伝達方法の見直し、災害時の職員体制・運用の見直し、地域の防災インフラ・設備の整備拡充、防災訓練など住民の防災意識の向上、住民・自主防災会との連携強化についてを挙げさせていただきました。

これを踏まえ、新年度予算に、地域の防災インフラ・設備整備拡充として、災害時に地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現するため、村上小学校に蓄電池設備を設置し、避難所としての機能を高める経費を計上させていただきました。

今後、移動系防災行政無線が整備され、小中学校等の中核避難所、災害発生時に応急避難所となる各公民館等に移動局の端末が設置されます。災害時において、移動系防災行政無線も活用する中で、住民・自主防災会との連携強化を図っていくことが重要であると考えております。

また、今回の台風19号対応の検証をもとに、避難勧告・避難指示などの伝達方法及びタイミングについて、また災害時の職員体制・運用の見直し、防災訓練など住民の防災意識向上などについて、現在、どのような対応が、より実効性を上げられるかについて検討を行っているところ

でございます。

避難勧告・避難指示などの伝達方法及びタイミングについては、災害の状況に応じて、地域を区切った発令を行うことができるのかどうなのか。また、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令のタイミングをどうするかなど、災害時の職員体制・運用の見直しについては、限られた職員数の中で対応することから、避難所対応に当たる職員体制の検討を、また、地域の実情に合った防災訓練など、今回の台風19号での対応を、今後の災害対応に生かすことができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（山崎君） 今後の検討課題についてのうち、総合防災訓練での移動系防災行政無線を活用した訓練及び地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

最初に、総合防災訓練での移動系防災行政無線を活用した訓練でございますが、町では、坂城、中之条、南条、村上の各地区を順番に、毎年、総合防災訓練を実施しており、昨年9月1日曜日、南条地区の皆さんを対象として、南条小学校グラウンド及び体育館を会場に実施いたしました。

当日は、自主防災会をはじめ消防団、関係団体の皆さん、約600人にご参加いただき、情報伝達訓練、避難誘導訓練、参加者による搬送、初期消火、水防、避難所運営等の各種訓練のほか、消防団による消火訓練、消防署による高所救出訓練などを実施したところでございます。

また、現在、整備工事を進めている移動系防災行政無線につきましては、文化センター、小中学校などの中核避難所のほか、災害発生の際に地域の皆さんが避難する応急避難所となる各公民館等に移動局端末を配備いたします。

災害発生時において、携帯電話等がつながりにくくなった場合でも、この移動系防災行政無線を用いることによって、自主防災会と町との連絡や、自主防災会相互の連絡・情報交換などを安定して行うことが可能であり、大規模災害時には特に有効とされております。

さらに、現在運用している同報系防災行政無線と移動系防災行政無線を組み合わせることで、大規模災害においても、町民の皆さんに対する情報発信等が迅速にできるようになり、災害に強いまちづくりにつながるものと考えております。

移動系防災行政無線を活用した訓練などを取り入れたらどうかのご質問でございますが、例えば、移動系防災行政無線を利用して、各公民館等に避難してきた方の人数等を災害対策本部に連絡する訓練、また、同報系防災行政無線の地区別放送機能を使って、区民の方に避難を呼びかける訓練を実施したいと考えているところでございます。

町といたしましては、令和元年東日本台風災害等を踏まえ、令和2年度総合防災訓練の内容をどのように見直したらよいか検討していきたいと考えておりますので、まずは役場内の関係各課と打ち合わせを行ってまいります。

なお、総合防災訓練とは別に、各自主防災会では、これまでも、町、消防署、消防団等とも連

携を図る中で、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等をはじめ、防災意識の啓発に関する講座や講習会の実施、土のう作りなど、自主的な防災活動に取り組んでいただいております、感謝申し上げます。

一方で、令和元年東日本台風災害を受けて、役場内の検証会議では、台風などの災害が迫る際には、あらかじめ町から各自主防災会に応急避難所の開設準備をお願いしていくといった、事前の連携も大切であるといった点が挙げられたところでございますので、公民館等を避難所として開設する訓練の実施など、防災訓練の充実についても自主防災会に働きかけてまいります。

次に、地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

町地域防災計画は、災害対策基本法の規定により、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画との整合性を図った上で作成し、国及び県の計画が修正された場合は、必要な見直しを行うものとされております。

町地域防災計画は、風水害対策編、震災対策編、大規模な火事災害対策編、林野火災対策編、原子力災害対策編の5つから構成され、それぞれ災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策などを定めております。

令和元年東日本台風の対応に当たっては、本計画の風水害対策編に基づいて対策を実施し、有効に機能したものと考えておりますが、課題や反省点等も見えてまいりました。

また、平成30年4月からは、同報系防災行政無線の運用が始まるとともに、現在、移動系防災行政無線の整備を進めているほか、国のガイドラインが改定され、避難勧告等の避難情報が1から5までの5段階の警戒レベルを明記したものに変更となるなど、見直しが必要な箇所がございますので、それらを踏まえる中で、令和2年度から町地域防災計画の見直しに着手してまいります。

なお、令和元年東日本台風災害を受けて、国の防災基本計画及び県地域防災計画も令和2年度において大きく修正されることが予想され、国計画の変更を反映させた県計画の修正は、令和2年度末に完了となる見込みでございます。

つきましては、町地域防災計画につきましては、修正された県計画との整合性を十分図った上で、令和3年度中のなるべく早い時期に見直しを完了させてまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ハの今後の検討課題について、総合防災訓練での取り組みのうち、避難所開設訓練の取り組みについてお答えいたします。

避難所開設訓練は、総合防災訓練における各種想定訓練の一つとして実施しており、内容としましては、避難所の役割やレイアウト、女性専用スペースの確保など配慮すべき点等をお話しさせていただいた後、訓練に参加された皆さんに、避難者と避難所運営担当者に分かれていただき、避難者の受付、避難者カードの記入及び集計、避難所で使用する物品として段ボール間仕切りの

作成を実践していただいています。

昨年10月の令和元年東日本台風の際には、町でも、町内3小学校体育館及び文化センターを中核避難所として開設し、各避難所に配置した職員を中心に、避難者の受付や避難者カードの集計、更衣室や授乳室といった専用スペースの設置、毛布や食料の配布などを実施いたしました。

こうした中で、小学校の体育館を避難所として開設するに当たっては、施設を管理する学校側から教頭先生などに大変なご協力をいただき、ござやマットなどの物品類やトイレの手配など、臨機な対応をいただいたところで、こうした経験を踏まえ、総合防災訓練における避難所開設訓練に学校の先生方にもご参加いただき、役割の確認や連携を深める取り組みも検討課題の一つと捉えております。

加えて、災害の状況によっては、中核避難所の運営に携わる職員を十分に配置できないことも想定され、避難されてきた皆さんに避難所運営を担っていただくことが考えられますので、訓練を通じて、そうした意識を持っていただけるような工夫も併せて必要と考えております。

また、昨年の台風で実際に開設した避難所運営を通して、様々な状況の方が避難されてこられる中で、避難所内における情報の提供や伝達の仕方、避難スペースの配置などにも課題があると感じているところでございます。

昨年の台風において町では、高齢の方や障がいのある方などで特に配慮を要する方のうち、一般の避難所での生活が困難な方の受け入れを行うための二次的避難所、いわゆる福祉避難所を老人福祉センターに開設いたしましたが、当然ながら全ての要配慮者を収容できるわけではございません。

こうしたことから、一般の避難所においても、例えば情報の取得が難しい聴覚や視覚に障がいがある方などは、運営本部の近くに避難スペースを設け情報を取得しやすくしたり、情報の伝達も音声だけでなく掲示板等による伝達の実施、移動に時間を要する方にはトイレなどへの移動が容易な場所へのスペース確保など、細かな点にも配慮した避難所運営も求められると考えております。

総合防災訓練における避難所開設訓練は、時間も限られ、全てを取り入れてというわけにはいかない状況もございますが、実際の避難所開設を通しての課題を踏まえ、まずは庁内で訓練内容について検討を進めてまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま町長、担当課長より、本当に各項目、大切な内容だと思っておりますが、詳細なご答弁をいただきました。

まず予算状況についてお示しをいただいたわけですが、確認いたしますと、復旧事業費の総額が3億4,185万6千円、そこから国県支出金、それから起債を起こした分、差し引いて、実質7,080万円が実際の町の事業費からの持ち出しということの理解をいたしました。

沿線の今回市町村、非常に大きな災害を、被害を受けまして、数十億から百数十億円という予

算の中で大変な財源、持ち越し、持ち出しを強いられている自治体もあるわけですが、一番こちら辺が今後の課題で、また同じような、またそれ以上の災害が発生した場合には、財政負担というのが大きなものとなってくる可能性があります。自治体の財政負担の軽減のためには、これは国、県をあげて河川の治水対策、強靱化に向けた施策というのは求められると思います。そして、一刻も早い復旧に向けての迅速な対応をしていただきたいと思います。

今後の取り組みにつきましても、それぞれ、今ご答弁にありました内容をお聞きしました。所見の時間もございませんので、何点か再質問ということでお願いをしたいと思います。3点だけ質問させていただきます。

1つ目が財政調整基金の取り崩しで、30年度の決算で残高23億6千万円ということでありましたが、これが現在20億円を割っている状況でございます。今後有事が発生した場合、その不安が大きいわけですが、この推移をどのように捉えているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほど町長のほうから河川施設の進捗状況をお聞きしまして、非常にスピード感持ってやっていただいていることはありがたいと思っております。ただこれ完成した暁、これは坂城町が先行でやっていただいている事業なんで、完成後、他市町村からの利用者がかかなり増えるんじゃないかというふうなことを思っております。その際の対応についてお伺いをいたします。

もう一点は、先ほどご答弁の地域防災計画の件ですが、令和2年度、国、県がまず方向性示して、その後、令和3年度、町でも策定をするということのご答弁でございましたが、この内容、非常にボリュームのある内容で、全て理解するのは難しいわけですが、それでもこれ町民の方に公開する必要があるんじゃないかと。今後、ホームページのリニューアルということも検討されていると思いますが、そういう電子化といいますか、ホームページへの掲載へのお考え、これは可能かどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

総務課長（柳澤君） 財政調整基金残高の推移というご質問についてお答えをいたします。

町の財政調整基金につきましては、歳入の根幹となります町税収入が経済情勢や景気の動向の影響を受けやすく、それによりまして税収は大きく増減すること、あるいは予期しない災害の発生などによる緊急の財源需要の備えとして運用しているところでございます。

残高というところでございますが、捉える時点によりまして増減をいたしまして比較が難しいところでございます。今お話がございましたように、平成30年度末の基金残高は約23億6千万円、今議会に上程しております令和2年度の当初予算に繰り入れ後の予算残高は約19億2千万円で、比較をいたしますと減少しているというような動きとなっております。

一方で、ここ数年の当初予算の繰り入れ後の基金残額につきましては、平成29年度は約19億4千万円、平成30年度は19億2千万円、令和元年度は約22億4千万円で、令和2年

度は19億2千万円というところで、おおむね20億円弱で推移をしている状況でございます。令和元年度につきましては、骨格予算編成のために、当初予算額の圧縮に伴いまして基金繰入額も減額となっているため、約22億円というような状況でございました。

今後も長期総合計画ですとか、あるいは総合戦略の事業、また公共施設などのインフラ整備で事業費等々増加が見込まれるところでございますけれども、事業実施に当たりまして、財源確保としまして、国・県の補助金の活用、あるいは交付税算入のある起債の活用といった部分、また特定目的基金を含む基金全体のバランスを考えながら、適正な基金管理による健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） マレットゴルフ場復旧完成後の対応についてお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、鼠橋運動公園マレットゴルフ場につきましては、近隣の河川敷マレットゴルフ場、多くが使用はできないといった状況等お聞きしておりますので、町外からも多くの方の来場が予想されます。

オープン後につきましては、町民の方、町外の方、誰もが、個人での使用の場合、マレットゴルフ場はご利用いただけるようになっております。オープン当初は混雑が予想されますが、これまでどおりルールとマナーを守り、お互い譲り合いながらご利用いただければと考えております。

なお、マレットゴルフ場使用上のマナー、ルールにつきまして、マレットゴルフ場内に掲示するなどし、周知に努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山崎君） 地域防災計画のホームページへの掲載をとの再質問にお答えいたします。

先ほどご答弁いたしましたとおり、町地域防災計画につきましては、令和3年度中のなるべく早い時期に見直しを完了する予定でございますが、見直しが完了いたしましたら、速やかに町ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 再質問のご答弁いただきました。それぞれ大事な内容だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。今後の検討課題ということで1点、2点ですか、要望させていただきたいと思います。

災害発生時、今回のような感染症が蔓延するということも十分に考えられるわけです。そうなりますと、さらに厳しい判断と対応が求められるわけです。この点をご答弁にもありました。もう一点ですね、もう一点は11日の東日本大震災ですが、その当時も多くの職員の方が犠牲になられたという報道がありましたけれども、十分に当町の場合も職員の方が被災者となるのが十分に想定されます。日々公僕としての位置づけで公務を執行していただいておりますけれども、同じ町民として、同じ立場で命を守ることを最優先にお考えいただき、今後の災害対策の取り組みにもお願いをさせていただきたいと思います。

そして、先ほど担当課長からのご答弁がありましたけれども、財政的には大丈夫というふうには私は認識をいたしました。今後さらに安定した財政の基盤整備と健全化をお願いをいたしまして、

次の質問に移りたいと思います。

2、町道整備について取り上げます。

これまで幾度となく一般質問でも取り上げられ、昨年11月の議会報告会でも多くの要望が出されました。機会があるごとに、常に提言いただく町民の方からの懸案事項であります。ぜひとも実現に向けた方向性をお示しいただきたい内容です。

イ、A01号線拡幅工事促進を。1つ目、坂城高校南側カーブの拡幅工事促進を。

この地点はご承知のとおり、大型トラック通行時、すれ違いができません。これまでガードパイプへのミラー接触事故、南側方向からカーブ進入時、ガードレールへの接触事故などの事案が発生しております。

昨年3月議会で大森議員も取り上げておりますが、ご答弁では、現在工事が進められている南条、中之条地区の全線完了後、坂城地区について事業着手予定で、事業許可のない現状での拡幅は、用地提供や工事費用などの問題もあり、大変難しい状況であるとのことをございました。その点は私も理解はいたしております。

しかし、何とか1メートルから2メートル、拡幅できれば、トラック、乗用車のドライバーも安心・安全で通行が可能となります。この点は地域住民も行政も共通認識として捉えている事案だと思います。その意味では策はあると思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、坂城高校登り口、歯科医院前交差点の改良工事実施を。

ここは御所沢から下ってきて産業道路左折時、見通しがききません。また、交差点が鋭角のため左折時、道路右方向に膨らませる必要があるため、田町方向から御所沢に直進で上がってくる車と対峙したときには危険が伴います。町循環バスも御所沢から下って左折時、大曲がりしている現状もあり改善が求められます。この角は町所有地となっております。この部分の隅切りを実施していただき、左折時の危険軽減を実施いただきたいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

次に、口、安全に通行できる取り組みを。1つ目、坂城高校下交差点の安全策実施を。

ここも多くの機会に取り上げられております。通学路にもなっております。20年以上も前からの危険箇所であります。29年2月、車同士の大きな事故が発生し、時間がずれていましたら、小学生を巻き込む危険性もありました。先週までに舗装工事が実施され、カラー舗装とグリーンベルトが施されましたことは、安全への取り組みとしてはよかったと思っております。ただ問題点としては、旭ヶ丘方面からの通行時、交差点で右方向からの見通しがきかない状況は変わっておりません。

次の3点につきましてご提案をさせていただきます。

1つ目、旭ヶ丘方向から交差点手前に速度表示板の追加設置を。現在、ここの道路沿いには2カ所、これ旭ヶ丘方面に近いところなので、これは今の交差点に近いところにもう一基、追加

をお願いしたいということです。

それから、カーブミラーを霜付着に強いスーパーミラーへ更新を。これは通行されている方からの提言ですが、唯一、右方向からの車両確認のミラーです。霜で曇る場合があり、目視で確認のため交差点先に車を進めなくてはならず、何度も危険な状況があったとのこと。

このミラーは材質がアクリルと、それからSUS、ステンレスです、この2種類あるわけですが、反射率ということでは、アクリル製が非常に80%以上の反射率でよいということなんです。ただ強度的な問題があって、現在、町内ではステンレス製が多いと思うんですけど、そこら辺のところをカバーする意味で、スーパーミラーというのは非常に曇りに強いということでありましたので、ぜひこれを検討をいただきたいということでございます。

そして、引き続き、拡幅への取り組みをお聞きいたします。

以上につきまして、質問をいたします。

建設課長（宮下君） 2、町道の整備について、イ、A01号線拡幅工事推進についてお答えいたします。

A01号線の拡幅工事につきましては、ご案内のとおり、現在は南条地区の山金井入口交差点から町横尾までの約750メートル区間を金井工区、保地工区、酒玉工区の3工区に分けて、国の事業認可を受ける中で事業を進めているところでございます。

3工区のうち金井工区及び酒玉工区の2工区については事業着手しており、ご承知のとおり、酒玉工区が一番の大型工事であり、一級河川谷川に架かる若草橋の架け替え工事につきましては、長期間の通行規制等により、地域の皆様はじめ関係する皆様にご不便、ご迷惑をおかけしたところですが、この4月から供用開始を予定しているところでございます。

ご質問の坂城高校南側カーブを含む文化センター北交差点以北の産業道路につきましては、以前の議会におきましてもご質問をいただいた経緯もございしますが、道路拡幅の未整備区間となっており、南条地区が全線完了した後、事業着手する予定であり、現状においては具体的な事業開始年度については見通しが立たない状況でございます。

そのため、坂城高校南側のカーブにつきましては、事業認可がされていない状況の中におきましては、道路拡幅に伴う用地確保や工事費用などの問題もあり、早急な町単独での道路改良工事の実施は大変難しい状況でございます。

しかしながら、そうした状況ではございますが、南条地区の工事進捗を進めるとともに、文化センター以北のA01号線の拡幅につきましても、中長期的な事業計画を立てていきたいと考えております。

いずれにしましても、現在施工中である南条地区の未整備区間の早期完成を目指し、1年でも早く文化センター以北の町道A01号線道路改良事業に取り組めるよう、引き続き事業推進を図ってまいります。

次に、坂城高校登り口、歯科医前交差点改良工事実施をについてお答えいたします。

この交差点につきましては、以前に横断歩道設置のご要望を受け、平成23年度に公安委員会の指導のもと、横断歩道設置工事及び歩行者の安全対策工事も同時に実施しており、横断歩道を利用する歩行者の待機場所の確保や、巻き込み防止のためのポールなどを設置しております。

ご質問の町有地を活用した隅切りの実施についてでございますが、この交差点は小中学生等の通学路にもなっていることや、大勢の高校生も利用する交差点であり、また変則的な交差点となっていることから、横断歩道設置時も公安委員会と協議を重ね、歩行者の安全確保を第一優先とし、現在の形状となっております。

そのため、御所沢方面から産業道路へ左折しやすくするなど、交差点改良を実施する場合には、再度、公安委員会との協議が必要となり、産業道路へ接続する道路線形、現在設置されている横断歩道、ポールなどにつきましても、設置位置の大幅な変更が生じる可能性があり、御所沢方面から産業道路へ左折する車両は便利となる一方、横断歩道を利用する歩行者や、駅方面から御所沢方面へ向かう車両に影響が出てしまう恐れがあります。

そうした状況も考慮する中で、交差点改良に伴う形状変更につきましては、地元住民の方々の意見や、公安委員会などと十分に相談をする中で、歩行者にも車両にとりましても、安心・安全な交差点となるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、口、安全に通行できる取り組みを。坂城高校下交差点の安全対策実施をについてお答えいたします。

旭ヶ丘方面からの道路と産業道路が交差する坂城高校下交差点につきましては、小中学生の通学路になっていることや、多くの高校生の通学にも利用されており、過去にPTAからの要望や、議会でも安全対策についてご質問をいただいた経過のある交差点でございます。

また、交差点付近は見通しが悪く、歩道が設置されていないこともあり、道路拡幅に向け何度か用地交渉した経緯もございます。

そのような状況の中、応急的な安全対策の一環として、平成24年度に一部外側線を車道側へ移設し、グリーンベルトの設置や、平成27年度には坂城高校方面及び坂城駅方面から通過する車両へのスピード抑制や注意喚起として、交差点付近にカラー舗装を設置し、歩行者の安全の確保に努めているところでございます。

ご質問の速度表示板の追加設置につきましては、公安委員会と相談・検討させていただき、必要な箇所へ設置できるよう要望していきたいと考えております。また、交差点付近の既存のカーブミラーにつきましても、ご質問のとおり経年劣化が進行していることから、できるだけ早期に防霜ミラーに交換するようしてまいりたいと考えております。

なお、坂城高校下交差点付近の舗装の劣化が激しく、停止線及び「とまれ」などの路面標示が消えかかってしまったこともあり、今年度、アスファルト舗装によるオーバーレイや、外側線及

びグリーンベルトの再設置工事を実施し、交差点付近には注意喚起のためのカラー舗装を新たに実施し、さらに安全な交差点となるよう努めているところでございます。

いずれにしましても、坂城高校下交差点の恒久的な安全確保を図るためには、道路幅など歩道確保が必要でありますので、抜本的な交差点改良も視野に入れながら、今後も用地提供のご協力をお願いしていく中で、安心・安全な交差点となるよう、公安委員会ははじめ関係する皆さんと協議をしてみたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁いただきました。

まず、先ほどA01号線、坂城高校南側拡幅工事の件ですが、ともに入りましたんで、半歩、一歩前進したと私、受けとめさせていただきました。前は終わってからということでしたが、現在の工事を進めるとともにということでご検討いただくということでございますので、これはぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それと先に坂城高校の下の交差点の件ですが、今ご答弁いただきましたけれども、現在できることはすぐに進めていただいて、ご答弁にありましたように、安心・安全な交差点となるよう事業展開を望んでいきたいと思っております。

それから、歯科医前の交差点の件ですが、ここ質問したいんですが、今横断歩道ありますけれども、実際、確かにあそこは横断歩道、通学路ということで承知はしているんですが、結局高校生があそこのコンビニ行く場合には、横断歩道を渡って、産業道路渡るわけです。実質産業道路は横断歩道がないわけです。でも、交通量から考えると、どうして産業道路にないのかというのは、これ普通の感覚だと思うんです。

もし通学路、子ども達の通学路ということであれば、あそこの産業道路に不動産会社があるんですが、あそこの不動産会社に横断歩道設置していただいて、そこから山王神社におけるルート、そしてそこから旭ヶ丘方面に行くルートというのは考えられるわけですが、ここら辺のお考えというのはどうかお聞きしたいんですが、お願いいたします。

建設課長（宮下君） 御所沢下の産業道路の件でありますけれども、この件につきましても、先ほどご答弁申し上げましたけれども、横断歩道の設置、どちらがいいか、いろいろと公安委員会等と協議する中で、現在の横断歩道に至っております。

また、今議員さんのご質問のとおり、もうちょっと産業道路南側ですか、そちらのほうの横断歩道の設置についても、以前に検討した経過もでございます。引き続き公安委員会等とその件については協議調整してみたいと考えております。

9番（滝沢君） 再質問、ご答弁いただきました。先ほどのご答弁の中でも、今後公安委員会と地域、住民の方と協議を進めていくというお話でございましたんで、ぜひともそこは具体的に進めていただくようお願いをしたいと思います。

あと、そういうことでなかなか道路、産業道路、ありますけれども、当然、第6次長期総合計

画に盛り込まれていくということになると思うんですけども、財源との絡みというのがもちろんあるわけで、ここら辺は県、国へ強く要望、私たちが機会があれば、そういう形でさせていただきたいと思っておりますので、今後とも推進のほうお願いをしたいと思っております。

ではまとめということで、最後ですが、3月11日、東日本大震災から9年目の日を迎えます。3月11日のあの日、あの時が今でも鮮明によみがえってまいります。

数日前、原発事故による帰宅困難区域で地域の一部が解除されたとニュースがありました。まだまだ多くの方がふるさとに帰れない現状が続いております。さらに、国、行政の継続支援が求められるところでございます。

昨年の台風災害、現在起きているウイルス感染症につきましても、私たちはその困難や苦しみを経験し、それを乗り越えていく力があると信じます。そこから学び、備え、そして官民ともに共通認識を持ち支え合う姿勢を貫いていかななくてはならないと感じるところでございます。

以上、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時56分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、1として、子ども達の豊かな心と体を育むためにということで質問いたします。

まず（イ）としまして、自然を生かした保育の実現に向けてということです。長野県におきましては、平成24年に県内の8団体により長野県野外保育連盟が設立され、その後、阿部知事と長野県野外保育連盟の会長が、今後の連携について懇談されたということでもあります。その後、信州型自然保育検討会というものが開かれ、制度の仕組み、そして、その申請要件、認定基準等が検討されました。そして、平成27年に長野県において「やまほいく認定制度」が始まったということでもあります。それ以降、やまほいくポータルサイトというものの開設や信州型自然保育認定団体助成事業を実施しております。

また、昨年ですが、皆さんもご承知のとおり、10月より始まった幼児教育・保育無償化にあわせて、認可外の「やまほいく認定園」、先ほど申しあげました認定制度の認定園であります。それを利用する世帯に対する信州やまほいく保育料負担軽減事業も始まっております。なお、2018年、2年ほど前ですが、12月現在、33市町村、185園が、この認定を受けております。

こうした県内の動きに合わせ、昨年になりますが、自然保育、そして野外保育に関心または推進する県外の県議会並びに市町村の議員が集まり、長野県自然保育議員連盟が設立となりました。

ちなみに、この議員連盟に私もメンバーとして活動を始めているわけではありますが、また、その後になります、国においても、今年の1月に森のようちえん振興議員連盟というものが設立されたと新聞等でも報道があり、全国的にも自然保育また野外保育への関心が高まっているということでございます。

なお、余談にはなりますが、鳥取県、そして広島県など、他県においても自然保育の普及、推進を図るための支援制度がつくられ始めています。自然保育には様々な効果が期待されます。例えば、子ども達にとって自然体験を通じ、自己肯定感や社会性、創造性が向上するといったものや、また、外遊びを通じ体力がさらにつくだとか、また、発達に様々な特性を持つ子どもにも有益だということとされております。また、保育をする側、つまり保育士または幼稚園の先生方にとっても、資質や保育スキルの向上、そして、保護者とのコミュニケーションの広がりにも効果があるとされております。また、地域社会にとっても自然保育を活用することで、移住促進や地域住民との交流の広がり、地域の活性化にもつながるとされております。子ども達の成長において、感覚が豊かに刺激される様々な物事と触れ合う体験はとても重要であります。その体験には地域の伝統文化に関わる活動、また、農作業などの体験も必要となっております。そういうことに触れることが、生きる力の育成にもつながると考えております。

そこで質問になりますが、現在、町内保育園において、園外での活動状況、これはどうなっていますでしょうか。また、現在、当町において、この制度を活用し、多様性のある保育を実現していく可能性があるかどうか、こちらをお伺いいたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 1、子ども達の豊かな心と体を育むために。（イ）自然を生かした保育の実現に向けてについてお答えいたします。

長野県では、平成27年度に豊かな自然と地域資源を活用した屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」を新たにスタートさせました。この認定制度につきましては、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちと、子どもが本来持っている、自ら学び、成長しようとする力を育むことを目的とした保育を実施する園について、県が認定することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図ることで、「子育て先進県なの」を実現することを目的としています。

また、認定を受けた園が相互に学び合い、研修会を通じて、その主体的な活動を県内外に積極的に情報提供するなどの取り組みも行われております。

認定制度開始から4年が経過した、今年の3月時点では、県下で37市町村210園が、この制度の認定を受けております。

この認定制度については、2つの区分、特化型と普及型があります。特化型は、保育等において、質・量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいる保育園、幼稚園が対象で、要件といたしましては1週間で合計15時間以上の屋外活動を中心とした体験活動を行っていること。通算

2年以上の自然体験活動の指導経験者が常勤保育士の半数以上であること。また、安全管理の専門講習を受講した常勤保育士がいることなどが認定の基準となります。

一方、普及型は、保育事業者が他の保育等のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組んでいる保育園、幼稚園が対象となり、1週間で合計5時間以上の屋外中心の体験活動を行うことなどが認定の基準となります。

坂城町の保育園におきましては、子ども達が心身ともに健やかに育つこと、地域の特性を生かし、様々な体験を通じて豊かな感性を育てること、友達を大切にし、思いやりのある子ども、最後まで頑張れる子どもの育ちを目的に、日々、保育を行っております。また、いずれの保育園も近くには自然がたくさんあり、日々の園外活動で公園に出かけたり、遠足での山登りや和平高原へのバスハイクなど、自然の中を駆け回ること、全身で自然を感じることができるような取り組みを行っています。

各園での行事に、地域の伝統でもあります坂城陣太鼓の方を招いたり、高齢者の方や地域の方と一緒に七夕飾り、餅つきなどの体験・交流活動や、畑で季節の農作物を育て、収穫するなど、日常の保育の中で人・地域・文化と関わる活動も行っております。

こうした活動を通じて、子どもの自発的・主体的な活動が見られたり、子ども同士の関わりの中から達成感をともに味わい、喜びが自信につながり、相手の気持ちを考えて行動できる姿が見られるなど、自然や地域資源を活用した保育は子どもの心身の健全な発達に大変重要な取り組みであると考えています。

町におきましては、県の推進する主旨に沿った自然保育は、普段から取り組んでいる内容が多くありますので、今後、認定を受けた園の自然環境を生かした活動内容を参考にすることで、自然保育について研究してまいりたいと考えております。

3番（山城君） ただいま担当課より答弁いただきました。自然保育について触れることは、当選以来、いつかこれは質問をしたいと思っておりました。そして、今、コロナウイルスで外遊び等もなかなか難しいという現状にはありますが、これから自然を生かした保育づくり、また午前中の一般質問にもありました同僚議員ではないですが、坂城への移住促進という観点からも、坂城の自然を生かした取り組み、保育、そういったものを今後の行政に生かしていただきたいと思えます。

なお、私事ではありますが、子どもころ、川で笹舟をつくって遊んだり、また、水切りをしたり、家族で山登りをしたりという自然体験を私も経験しております。しかしながら、昨今の子ども達の様子を見れば、外で遊ぶということ自体、保育園児に限らず、幼稚園児に限らず、見る事が少なくなっているというふうに感じております。

また、今の答弁では述べられませんでした。この自然保育をする上で、安全管理、危機管理等々、そういった管理の部分をしっかりとしなければならないという文言も基準にはございます。

その危機管理、安全管理というものは、今、より一層大事になっているので、そういった点も留意しながら、制度を使う、使わないに限らず、今後の保育に生かしていただきたいと思います。

1 問目の自然保育については、以上で質問を終わりたいと思いますが、今後、そういった自然保育を活用していただきたいと思いますという要望を込めまして、次の質問に移ります。

2 番として、新型コロナウイルスについてという質問に移らせていただきます。(イ) としまして、学校休業時の児童生徒への対応ということでございます。

先月、27日の夜、国から小・中・高等学校並びに特別支援学校等に対し、3月2日から春休みまでの間、臨時休校するよう要請がありました。世界各地、また日本各地においても、新型コロナウイルスの感染の拡大がされておりますが、それについて全国一斉の休校要請には私は大変驚かされました。休校要請があったのが、今、申し上げましたとおり27日、こちらは木曜日の夜であります。そして、休校開始予定、要請の日、3月2日、月曜日ということであります。学校、子ども、そしてまた保護者にとって、急に休校になるということで、準備に時間的余裕がなかったのではないかと考えられます。しかし、実際、国からの休校要請に対し、いつから休校にするかどうかというのは、各学校の設置者でございます。当町において、3月2日の午後から、小・中学校については休校とするという決定をされましたが、県外においては休校しないという自治体もあつたり、また、当町もそうですが、少し時間をずらす等々の措置をとられた自治体もあります。この時期に休校になるということは、春休みと合わせて期間が1カ月以上に及ぶ予定となります。子ども達にとって、突然休みとなることで、友人とのしばらくの別れだとか、学校の先生とも会えなくなるという不安もあることでしょう。また、その期間の学習面の不安を抱える保護者もいたということ聞いております。何より、公立高等学校の後期試験、こちらを明日に控えておりますが、休校要請がされてから休校する、そして、明日が試験の当日となるわけですが、10日ほど学校がないという期間があります。そういったことで、特に中学校3年生ですが、休校になることで戸惑われている保護者もいるのではないかと推測されます。

学校の先生方も、この休校要請の後、約1週間ほどになりますが、大変ご苦勞されたのではないかと考えております。そして、何よりも、先ほど申し上げましたが、保護者にも動揺が広がっているというのは報道のとおりでございます。保護者においては、職場を休まざるを得ない状況となった方もいると思います。そして、その休職をする準備、そして実際、休職をするとなった場合、その準備も大変だったのではないかと考えます。先ほども申し上げましたが、国の休校要請に対し、各自治体は様々な決定をされたということですが、当町においては、この国からの要請に対し、どのようなプロセスで休校を決定されたのでしょうか。そして、学年末であるこの時期、学習面を含め、休校中の過ごし方などの注意点、春休みを含めた子ども達への対応についてお伺いいたします。

そして、次に（ロ）児童館の体制についてです。ここのところの新型コロナウイルス感染に伴う報道等において、学校が休校になり、保護者等が仕事等で自宅に不在となり、家庭の子ども達の預かりの場として放課後児童クラブまたは児童館の開所ということが報道されております。ここ数日、その児童館並びに放課後児童クラブという言葉が毎日のように報道されております。そして、共働き世帯、また、ひとり親世帯が増加することで、こうした施設への重要性がますます高まるのではないかと考えております。

学校が休校になることに伴い、当町は3月3日より3児童館を8時から18時半までの1日開館をしているということを聞いております。休校要請があった後、町外ではありますが、放課後児童クラブの関係者の数名から連絡がありました。それは、普段よりも長い時間、また、学校よりも狭い空間の中で子ども達が活動することで、そして、来所する子ども達が大勢になるのではないかと不安の声でした。そこで休校に伴い、児童館の受け入れの状況はどのようになっていますでしょうか。お伺いいたします。

そして、児童館について、今後、長期にわたり長時間の保育をする職員の状況についてお伺いいたします。約1カ月にわたり1日保育が続く予定ではありますが、職員の体制はどのようになっていますでしょうか。インフルエンザもまだまだ流行する時期です。職員体制が万全でなければ、児童館が安心安全な場として開所するということが難しくなるのではないかと予想されます。ご家庭にとっては、児童館の職員が不足するような事態になったり、児童館の運営に支障が出てはいけません。町として安心して子どもを児童館に預けられる体制をとっているのかということについてお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員さんから、2として、新型コロナウイルスについて、（イ）で学校休校時の児童生徒への対応について、（ロ）で児童館の体制についてご質問を伺いました。私のほうからは全体的な取り組みと（イ）の学校休校時の児童生徒への対応についてお答え申し上げまして、（ロ）のほうは教育長、教育委員会のほうから話をしたいと考えております。

今、お話がありましたけれども、新型コロナウイルスについては、日々、感染者数あるいは死亡者の数が、日本というよりも世界各地で広がっておりまして、現代の世界で最近経験したことがないような状況に入っているというふうに思われます。ご案内のように、コロナウイルスは人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスであり、重症急性呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）などに加えまして7種類目のコロナウイルスとなっております。新型コロナウイルスの感染者の症状としましては、無症状または軽症の方が多いとされていますが、発熱や呼吸器症状、倦怠感などの報告もあり、一部では重篤な肺炎症状や死亡例もあるということから、特に高齢の方や基礎疾患のある方は注意が必要とされておるわけでありまして。

新型コロナウイルス感染症の現在の国内発生状況につきましては、散発的に小規模の複数の患者が発生している例が見られることから、今後の感染の拡大を最小限に抑えるため、国におきま

しては2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を取りまとめました。また、県においても、同日、県内において感染者の報告があったということから、国の基本方針が出されたことを受け、県民及び滞在者の皆様へのお願いとして、感染予防を呼びかけるメッセージと、県主催のイベント・行事の開催基準についてを定めております。

これらを受けまして、町におきましても、新型コロナウイルス感染症に対するお願いとしまして、石鹸等による手洗いや、咳エチケットの徹底、発熱等の風邪症状がある方は外出を避けていただく、多くの人が集まる場所では感染予防を徹底する、高齢の方・基礎疾患のある方・妊婦の方等は、できるだけ人混みに出ない等、呼びかけるとともに、町主催のイベントや行事の開催基準についても定め、ホームページにてお知らせしたところでございます。

今後も町主催の行事等の中止や延期などによりご迷惑をお掛けすることもあろうかと思いますが、ご理解いただき、町民の皆様にはできる限りの感染予防対策をとっていただくとともに、町におきましては、国・県等と連携を図る中で対応してまいりたいと考えております。

そして、国・県・町が様々な対策を講じている中、2月27日に開催されました国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であり、何よりも子ども達の健康・安全を第一に考え、感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請するといった方針が決定し、同日夕方、内閣総理大臣から発表されたわけであります。

これを踏まえまして、同日午後7時に町教育委員会では、翌日午前中に緊急対応検討会を開催することを決定し、あわせて学校からは午後7時30分に児童生徒及びその保護者に対して、どのような対応となるか決定していないが、明日、その対応についてお知らせすること、また、荷物の持ち帰りもできるよう、大きめの袋等を持参するよう、すぐメールにより連絡いたしました。

翌2月28日の朝、教育長と学校休校に伴う対応等について協議し、午前9時半から教育長、小中学校長、総括児童館長、給食センター所長と事務局が出席し、緊急対応検討会が開催されました。会議では、児童生徒の健康・安全を第一に考えることは大切であるが、それと同時に、児童生徒の気持ちの準備をするための時間が必要との方向性が出され、3月2日、朝からの休業ではなく、2日午後からの休業とすることとし、児童生徒が落ち着いた状態で臨時休業を迎えることができるよう配慮いたしましたところでございます。

また、同日午後4時から私が本部長である坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、検討会での協議結果とその対応について報告があり、各課との情報共有を行ったところでございます。

週が明けまして、3月2日の登校日におきましては、小学校においては各教室において放送により終業式を実施し、改めて臨時休業に至った経過や臨時休業中の過ごし方などについて学校長から子ども達に説明をいたしました。

卒業式については、現在のところ中学校3月17日、小学校18日と、開催日は予定どおりと
しておりますけれども、規模を縮小し、出席者は卒業生、保護者、そして教職員、来賓は町、町
議会、PTAのそれぞれ代表者のみで、祝辞はせず、紹介のみとさせていただくこととしており
ます。

また、登校日に関しましては、中学校は3月17日、小学校は3月18日の午後、もしくは
19日に設定しており、通知表を渡すのにあわせ、図書館を開館し、図書館で本が借りられるよ
うな対応も予定されております。

今回の緊急対応につきましては、子ども達の健康・安全を第一に考えるとともに、少しでも早
く、児童・生徒及びその保護者へ対応をお知らせする必要があることから、限られた時間の中で
休業等の決断を迫られたわけですが、今後も新型コロナウイルス感染症の発生状況等を
注視する中で、学校現場や教育委員会と連携及び情報共有を行い、対応してまいりたいと考えて
おります。

教育長（清水君） 私からは、2、新型コロナウイルスについて、（イ）学校休校時の児童生徒へ
の対応についてと、（ロ）児童館の体制についてお答えいたします。

先ほど町長からもお答えいたしましたが、2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感
染症対策本部において、小学校、中学校等における全国一斉の臨時休業を要請するといった方針
が決定し、同日夕方、内閣総理大臣から発表されました。翌28日には、文部科学事務次官から
前日の総理の臨時休業を要請する方針を受け、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、
中学校等における一斉臨時休業についてが発出され、長野県教育委員会を通じ、メールにて送付
されました。

内容といたしましては、臨時休業を行う場合における配慮として、保健管理に関すること、教
育課程に関すること等について示され、中でも教育課程に関する事項といたしましては、児童生
徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、
可能な限り家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講ずるなど配慮をすること等について示され
ました。

これらを受け、28日の午前に開催し、校長等と協議した緊急対応検討会では、町における臨
時休業中の子ども達への対応として、人混みの多い場所や不要不急の外出は避けること、帰宅時
や食事前などは小まめに石鹸などで手洗いやうがいをし、予防に努めること、発熱などの風邪の
症状が見られる場合は安静にして、休養と水分補給に努めることなどの徹底等、基本的な対策に
ついて再確認がされました。

また、学習面においては、通常の課題として出される春休み帳に加え、新たにプリントなどを
配付し、1年間の復習を臨時休業期間中に行えるよう指導することといたしました。

なお、臨時休業期間中は学級担任が電話連絡または家庭訪問により健康状態などの確認を行う

こととし、特に中学3年生につきましては、学習面において不明な点がある場合は、個別に連絡を取り合い、対応することといたしました。

また、小中学校の臨時休業等の検討とあわせ、児童館の対応についての検討も行いました。今回の児童館の開館は、緊急対応であることから、登録児童を含め、可能な限り家庭での対応とし、利用を希望される場合は、利用の都度、毎朝、検温結果を児童館で作成したカード記入することといたしました。

また、施設の利用に当たっては、換気を十分に行い、できる限り1人当たりの空間を確保できるように配慮し、遊戯室や図書室などの室内、砂場や校庭の屋外といったようにグループ分けをするとともに、体を動かすことで気持ちの切り替えや心身のリフレッシュを図るなど、過ごし方の工夫をすることといたしました。

続きまして、児童館の職員体制ですが、臨時休業に対応するための午前開館につきましては、児童館長もしくは支援員、補助員のほか、小学校に配置をしている学校支援員の活用も行うこととし、その日の利用人数により対応する職員数も変わってまいります。児童の学習・生活面の指導に当たり、けが等のないよう、十分注意して見守りを行うことといたしました。

臨時休業となった3月3日より児童館の受け入れを行い、現在のところ緊急の対応といったことで利用者が大勢来館しているといった状況ではございませんが、利用者多数の場合も想定し、小学校の体育館、校庭及び教員の活用も考えております。

また、具合が悪くなった児童の対応については、学校の養護教諭が保健室でケアをすることなどにより対応してまいりたいと考えております。今回の緊急対応期間中の児童館利用につきましては、通常時において放課後児童クラブへの登録をされている方がほとんどであります。学校で日常的に接点のある学校支援員が対応することで、利用する児童も落ちついて過ごしている状況でございます。

いずれにいたしましても、臨時休業時における児童館の開所に当たりましては、多くの家庭のご理解とご協力をいただく中で、学校と連携を図り、職員間での感染予防も徹底するなど、引き続き慎重に対応してまいりたいと考えております。

3番（山城君） 1つだけ、最後、教育長がおっしゃっていた職員の体調管理等々の話に触れたいんですが、これは先週になると思うんですが、他の市町村でも話題に上がっていた、今、世間で言われているマスク不足並びに消毒液不足等々に対して、特に児童館のことを私はお聞きしたので、児童館ではそういったものは足りているのか。また、そういったものをストックはしてあるのかをお伺いいたします。

教育文化課長（堀内君） 児童館におけます職員の体調管理につきまして、マスク及び消毒液は足りているのかといったことについてお答えさせていただきます。

児童館におけるマスクにつきましては、インフルエンザ発生の時期にあわせまして、各家庭に

呼びかけを行っておりますが、児童館にも配付をさせていただいております。また、消毒液につきましては、インフルエンザ発生及び今回のコロナウイルス対策といったことで、一時期、不足するようなことがありましたので、この3月3日からの開所に合わせまして補充をさせていただいたところでございます。

3番（山城君） 今、担当課長より答弁いただきました。マスクと消毒液の補充等もあるということで、ひとまず安心したところですし、児童館については、今、教育長からも答弁がありましたように、預かる子ども達が少ないと聞いておりますので、このまま、予定であれば、先ほども私も申し上げましたとおり、春休みを終えて、次年度、春休み明けまで休みが続くということですので、いずれにしましても、そういった物不足がないように、ましてや子ども達の体調管理については現場の先生方が特にご努力されているということとしますので、そこは教育委員会としても注意深く見守っていただければと思います。

児童館について、今、お聞きしましたが、これでまとめに入りたいと思うんですが、昨日、町長のブログを拝見いたしました。休校期間中の児童館に、先日、町長が来館されたということでしたが、そこにも、今、教育長がおっしゃったように、子ども達が少なかったと。子どもの数が登録の3割程度ということが書かれておりました。先ほど申し上げましたとおり、このまま子どもが少ないまま続くということがあるかどうかは、誰もわからない状況ではあります。ただ、児童館に来る子が、今後、大勢出る可能性がもちろんあるわけですので、そこは注意深く見守っていただきたいと思います。

そして、余談にはなりますが、私の勤める上田市内の放課後児童クラブにおいても、普段の4割から5割程度の来所ということを知っております。つまりは、あくまでも上田の事例ですけれども、近隣市町村においても、同じように来館する子どもが少ないということとなっております。これは、恐らくですが、国において小学校等の臨時休業に伴う保護者への休暇取得支援という案内が、私も昨日、厚生労働省のホームページを見たわけではありますが、つまり今回の休校に伴い、会社を休まざるを得なくなった保護者への補償がされるということがわかったため、保護者も安心して休む、また、事業主においても安心して休んでいただけるということで、もしかしたら保護者が預かっているのかもしれない。または、子ども等を祖父母の家とか親戚に預けているという方も聞いております。

いずれにしましても、今回の学校休業に伴い、子どもはもちろん、保護者、そして学校、そして何よりも児童館職員においても不利益が極力少なくなるように、もっと言うならば最大限に少なくなるように、行政としても支援をしていただきたいと思いますし、議員の私としても最大限注意を払っていきたく思っております。そして、必要となれば、国に対して、こういうことが不足している、こういうことが予想されるということも、様々な支援の要請についてもしていただきたいと思います。

今回、これで1年経つわけですが、3回、児童館についてお聞きしましたが、児童館、特に、これから働く親、ひとり親、そういった親への支援の場として児童館はもっとも重要になるということを最後に述べさせていただきます、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時08分～再開 午後 2時18分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回、私は地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町について、一般質問いたします。

昨今、出生数の減少に伴い、地域住民の高齢化に当町も直面しております。国の策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を基にし作成された、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にある坂城町人口ビジョンに掲げた人口の将来展望、人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2060年において人口1万2千人の維持を目指し、実現するため、平成28年3月に策定、5年間の基本目標及び具体的な施策、事業を示すとあります。昨今、地方創生という言葉をよく耳にします。各地域がそれぞれの特徴を持ち、自律的で持続可能な社会を創生する。今回、私は「坂城町人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」なるものを町民の皆様に広く知っていただきたいのです。

また、今定例会招集の際に、町長の挨拶の中で「新たに計画を進める総合戦略については、毎年検証をし、その結果を踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向ける」とありました。しかし、今まで様々な事柄にアンケート等の調査を町民に行ってきていますが、多数の人々は未だに町政に関心が薄いのはなぜでしょうか。私個人の考えではありますが、町の施策やそれに基づく町民人口が現在どのようなものなのか。多くの人が気にしながらも、わからない、きっとまだ大丈夫、半分他人事として捉えているのが多数を占めているのではないのでしょうか。町民1人1人がそれぞれの事柄の対し、意識をし、関心を持つことで、民と官が一体となり、よりよい町を創生していくことが人口抑制だけではなく、様々な町の活性化に重要だと捉えております。

まずは、「人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、いかなるものなのかを町民の方々に広く知っていただくため、項目に沿い、質問を始めます。

イ、坂城町人口ビジョンについて、4点お聞きします。

1つ目、坂城町人口ビジョンを町としてはどう位置づけているのでしょうか。

2つ目、坂城町の人口の状況とそれに伴う出生数、高齢化率の推移を過去5年ほどで。

3つ目、町の人口動態はどのようになっていますか。自然増に社会増減別にお答えください。

4つ目、過去5年間の人口動態を踏まえ、今後の人口減抑制のための町の考えはありますか。

次に、ロ、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。町は人口ビジョンに掲げた2060年における人口将来展望の実現に向け、政策4分野、1、雇用、2、結婚・出産・子育て、3、人の流れ、4、地域づくり・くらしの5カ年計画を2016年に策定し、5年後の基本目標とその目標値を設定しています。

また、検証委員会を設置し、毎年度総合戦略関連事業の効果を検証し、公表するとしています。来年度が最後の年となると思いますが、3点について、お聞きします。

1つ目、この総合戦略の趣旨、また戦略における町の将来像をどのように描いておりますか。

2つ目、4つの基本目標の具体的な内容について。検証委員による結果のとりまとめが令和元年10月25日に行われております。事業の検証の結果はどのようなものだったのでしょうか。

3つ目、町長の招集の挨拶にもありました次期総合戦略の策定に関する経費を本定例会に予算計上を行いました。では、次期総合戦略の策定に関する流れはどのようなになっているのでしょうか。

以上1回目の質問といたします。

町長（山村君） 大日向議員さんの「坂城町人口ビジョン」と「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、もう1回説明のお時間をいただきましたので、私から全般的な部分についてお答えしまして、その他、今ありました人口の推移等詳細については担当課長から答弁いたします。

最初に、坂城町人口ビジョンの位置付けといたしましては、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、当町の人口の現状分析と今後の課題を把握、整理し、分析結果を踏まえつつ、出生と死亡による自然増減や転入と転出による社会増減に関する見通しを立て、今後の目指すべき方向や人口の将来を展望するものでございます。

また、人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上での基礎資料として位置付けられているところでもございます。

当町の人口ビジョンでは、人口の流出を抑制し流入を促進することにより、人口を社会減から社会増に転じていくとともに、出生者数の増加を促すため、「雇用・就業機会の充実」「出産・子育て環境の充実」「移住定住の促進」「生涯にわたり住み続けたい地域の形成」の4点を目指すべき方向として掲げており、人口の将来展望といたしましては、人口の減少・少子高齢化を抑制しながら2040年に人口1万3千人、2060年に1万2千人の維持を目指すこととしております。

5年間の人口動態を踏まえた今後に向けた考えにつきまして、人口ビジョンの目指すべき方向をもとに策定いたしました坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略により展開された各種諸施策の効果などにより、特に社会環境や経済的条件などの「住みやすさ、暮らしやすさ」と密接な関係を持つ社会動態による人口におきまして、平成29年以降、社会減から社会増に転じている経

過がございます。

昨年はわずかに減となり転入と転出が均衡した状態となりましたが、「企業の町としての特性を生かした安定した雇用や就業機会の確保」「住みやすさ、暮らしやすさ」など、町としての魅力を向上させることを通じて、一定の成果が出てきているものと感じております。引き続き、継続的に人口の流出抑制と流入促進を図ることで、社会動態においては社会増の傾向を継続させてまいりたいと考えております。

また、自然動態においても、出産・子育ての切れ目ない支援により子育て環境の充実を図り、出生者数の増加を促すなど、総合的に人口ビジョンの将来展望のための取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、口の「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、「坂城町人口ビジョン」に掲げた人口の将来展望を実現するために、5年間の計画期間の基本目標と具体的な施策・事業を示した計画として策定したものであります。

町の総合戦略は、国が示す「安定した雇用の創出」「新しいひとの流れをつくる」「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」「安心して暮らせる地域づくり」の4つの施策の基本目標を踏まえながら、長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、町の最上位計画である「坂城町第5次長期総合計画」の基本理念や基本目標等と整合を図りながら、「坂城町人口ビジョン」に掲げた人口の将来展望の実現に向けて策定を行ったところであります。

総合戦略の目指すべき将来像といたしまして大日向議員のご質問のタイトルにもなっております「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」をまちの将来像としているところであります。

町におきましては、町の最大の特性であり、町の発展と産業振興の中核を担うモノづくりを最大限に活かすとともにモノづくりで培ったポテンシャルを様々な分野でコトづくりに展開することで、地域全体を活性化させ、子育て・福祉・医療などの生活環境の充実とあらゆる世代の方が心にゆとりを持ち、安心して暮らせる環境を形成することで、就職や結婚など生活の節目に「坂城町に住みたい・住み続けたい」と思えるような町づくりを進めており、先ほど申し上げました社会動態など一定の成果につながったものと感じているところであります。

次に、次期総合戦略の策定につきましては、来年度において策定する、次期長期総合計画との整合を図る中で策定を進めてまいります。地方創生の充実・強化に向けて、切れ目のない取り組みを進めるため、現在実施しております住民アンケートなどを通してご意見を広くお聞きするとともに、検証委員会や策定懇話会などにおいて専門的及び総合的な意見をお伺いしながらSDGs（持続可能な開発目標）などの新たなエッセンスも取り入れる中で、次期計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） イの坂城町人口ビジョンについてのご質問のうち、人口及び人口動態の

状況等についてお答えいたします。

まず、坂城町の人口の状況についてでございますが、人口ビジョンにおける町の人口につきましては、県の毎月人口異動調査に基づく、10月1日現在の数値をその年の人口として捉えております。

過去5年間の人口の推移といたしましては、平成27年が1万4,871人、28年が1万4,647人、29年が1万4,532人、30年が1万4,470人、令和元年は1万4,310人といった状況であり、出生数を死亡者数が上回る自然減の影響が数値にあらわれている状況が続いております。

続いて、出生数の推移につきましては、平成27年が81人、28年が80人、29年が74人、30年が82人、令和元年につきましては、66人という状況でございます。

また、人口に対する65歳以上の方の割合を示す高齢化率の過去5年間の推移につきましては、平成27年は33.2%、28年は34.2%、29年は34.6%、30年は35.1%、令和元年は35.4%という状況であり、わずかながらではありますが、上昇の傾向で推移しております。

続いて、町の人口動態についてお答えを申し上げます。人口動態の捉え方といたしましては、出生・死亡を要因とした自然動態と、転入・転出を要因とした社会動態の2つがございます。

初めに、自然動態の推移を申し上げますと、平成27年につきましては、出生数81人に対して死亡数229人であり148人の減、28年は出生数80人に対して死亡数198人で118人の減、29年は出生数74人に対して死亡数192人で118人の減、30年は出生数82人に対して死亡数202人で120人の減、令和元年は出生数66人に対して死亡数204人で138人の減と自然動態につきましては、いずれも出生数を死亡数が上回る自然減の状態が続いております。

次に、社会動態の過去5年間の状況につきましては、平成27年は、転入513人に対して転出534人であり21人の転出超過、28年は、転入477人に対して転出614人で137人の転出超過、29年は、転入550人に対して転出495人で55人の転入超過となり、社会動態増加に転じました。翌30年も転入592人に対して転出581人と11人の転入超過の状態が続きましたが、昨年は転入524人に対して転出533人で9人の転出超過、わずかな減となっております。

社会動態につきましては、総合戦略の目標値として戦略策定前の5年間平均の実績年間77.4人の減を、計画期間の満了までに28人の減まで改善するという目標を設定してきたところですが、この5年間の実績といたしましては年平均20.2人の減まで改善してきている状況でございます。

続いて、ロ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」のご質問のうち、「4つの基本目

標に掲げた事業の検証状況は」についてのご質問にお答えいたします。

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、人口ビジョンの目指すべき方向を踏まえ、「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」「出産・子育て支援を充実して、町内で生まれ、育つ子ども達を増やす」「町外へ流出を抑制して、新たな流入を増加する」「生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域を作る」の4つの基本目標を掲げております。

4つの基本目標には、目標達成に向けた各施策の効果を客観的に検証できる指標として、具体的な数値目標を設定しており、設定した数値目標の進捗の度合いなどを踏まえて、毎年実施した施策・事業を着実に効果へと結びつけるための取り組みを行っております。

また、事業達成状況や効果については、より客観的に評価や検証を行っていただくよう、長野大学ほか、議会・産業・教育・金融などの関係者で組織する坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を設置し、毎年、総合戦略関連事業の効果について検証をいただき、ホームページ等でその結果を公表いたしております。

事業の達成状況とそれに対する業績評価につきましては、5つの評価を設けておりますけれども、まずA評価といたしまして、事業の効果が大きい認められる、B評価といたしまして、事業の効果が一定程度認められる、C評価といたしまして、効果が認められるものの一部見直しが必要、D評価といたしまして、事業の効果があまり認められないので、十分な見直しが必要、最後にE評価、事業の効果が全く認められないので、廃止を含めて抜本的な見直しが必要の5段階で委員会としての評価をいただいております。

今年度実施した事業評価につきましては、4つの基本目標達成のために実施した61事業についての検証及び評価を行っていただきました。

4つの基本目標についての達成度、事業効果の検証の結果といたしましては、基本目標1つ目、「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」の実現に向けて実施した15事業についてはA評価10事業、B評価3事業、C評価2事業、D評価、E評価はございませんでした。

続いて、基本目標の2つ目、「出産、子育てを充実して、町内で生まれ育つ子ども達を増やす」の実現に向けて実施した17事業につきましては、A評価13事業、B評価4事業、C評価、D評価、E評価はございませんでした。

続いて、基本目標の3つ目、「町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する」の実現に向けて実施した10事業につきましては、A評価5事業、B評価4事業、C評価1事業、D評価、E評価はございませんでした。

最後に、基本目標の4つ目、「坂城町公共施設生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくる」の実現に向けて実施した19事業につきましてはA評価6事業、B評価10事業、C評価3事業、D評価、E評価はございませんでした。

以上、目標ごとの評価の結果をお話しましたが、事業検証の結果といたしましては、各

基本目標ともに前年と比べA評価が増えておりまして、事業の効果が高まっているとの評価をいただいているところではございますけれども、検証結果を踏まえた事業改善を行う中で、現行の総合戦略の最終年度に向けて、より事業効果を高めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（大日向君） 町長、担当課より答弁いただきました。地方創生を行っていくには、まず、人口の減少を抑えなければならない、しかし当町のデータを示していただいたが、出生数は昨年は減少、高齢化は上昇するばかりです。人口動態については、社会動態が以前より改善しているということですが、自然動態は減少傾向で推移しています。坂城町人口ビジョンを見ても、15歳から64歳の生産年齢人口と65歳以上の老年人口の比率を考えた場合、2010年時点で約2対1であったのに対し、2060年時点では1.2対1となることが示されております。

ということは、どのようなことが起こり得るのでしょうか。町民税税収の減少、高齢者に対しての民生費にかかる歳出が増えます。当町の基盤産業である製造業においては町内での就業者を確保しにくくなることは想像に難くありません。

また、消費人口が減少することにより、商業やサービス業の低迷を引き起こすことが懸念されます。また、お答えいただいた基本目標をもとに坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものが見つられているわけですが、4つの基本目標に掲げられている項目の検証、評価の状況、そして、次期総合戦略策定の流れがわかりました。

人口ビジョンに掲げた2040年に1万3千人、2060年においては1万2千人の維持を目指し、「坂城町に住みたい、住み続けたい」と考える人を増やしていき、人口減少抑制への取り組みも進められていることがわかりました。

私は確かにお示ししていただいた4つの基本目標は今後、坂城町発展においても全て大切であると思います。ここで、再質問させていただきます。その中でも、基本目標の4番目に掲げられた「生涯にわたり、安心して快適に暮らす地域をつくる」、これが今後町の発展と活性化につながる1番の要因ではないかと思います。その施策の中に「住民自治による自律した地域づくりの促進」というものがあります。住民の協働が必要だと思いますが、そのために具体的にどのような活動がなされておりますか。2回目の質問といたします。

企画政策課長（臼井君） 再質問についてお答えをいたします。

総合戦略の基本目標の1つであります生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくるの実現に向けた施策の1つに、住民自治による自律した地域づくりの促進を位置付け、地域づくり活動支援事業、消防団活動促進事業及び生涯学習振興事業の3つを具体的事業として掲げる中で取り組みを進めているところでございます。

特に、地域づくり活動支援事業につきましては、自治区や任意団体の創意工夫により、地域が自主的に進める地域づくりの活動に対して、支援を行うことにより、住民参加のまちづくり、コ

コミュニティ活動の活性化につなげることを目的とした事業でございますので、地域コミュニティの醸成にこの事業を積極的にご活用いただければと思っております。

自治区をはじめとする地域の皆さんの主体的なコミュニティ活動は人と人とのつながりを深めるとともに、地域でも触れ合いや共助の意識の高まりにつながると考えているところでございます。誰もが安心して暮らし続けたいと思える地域づくりを進めるため、今後も地域と連携を図るとともに、自治区をはじめとした地域の活動を支援してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課より再質問のご答弁いただきました。

行政では、町民同士が助け合いながら安心して生活できる環境づくり、また、快適な生活、そして、いつまでも生きがい、安らぎのある生活が送れるよう、事業を促進していることがわかりました。この目標4にある、生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域づくりについては、町民の方々も今以上に努力をしなければならないと思います。

昨年起きました台風19号の災害時、自助、共助、公助という言葉があちらこちらで使われました。この言葉は災害のみ使う言葉ではないと思います。この言葉を町内に照らし合わせると、自助とは個人をあわらし、共助は地域コミュニティ、公助は行政となると思います。小さな輪から大きな輪になっていく助け合いの精神、これが今後の坂城町を発展させていくため、大切なことだと思います。次期総合戦略には、町民が率先してまちづくりにかかわれるような事業の計画を望みます。

それでは、今回私の一般質問は以上となります。まとめと要望といたしまして、今回なぜ私がこのようなテーマをもとに一般質問を行ったかです。冒頭でも述べました町民の方に知っていただきたい、町政に関心を持っていただきたいということなのです。生産年齢人口の減少、少子高齢化は当町においても喫緊の問題であると思います。

では、そうならないためには何をすべきか考えたとき、やはり原点に回帰し、地域、人と人とのつながりが1番大切になってくるのではないのでしょうか。確かに、雇用や就業、子育て、町からの人口流出を防ぐ施策が重要と捉えることもわかります。しかし、創生となったときにまず1番に必要なのは何でしょうか。人です。人がいないと町は成り立ちませんよね。さらに細かくすれば、坂城町にある27分館が互いに手を取り合わなければ、町としては成り立ちません。

先日、他地域の方との勉強会において、坂城町はどことも合併しておらず、自力で町政を運営しており、底力がある町だねとお声かけをいただきました。各地域に様々な文化や伝統があり、それを大切に守り、次の世代へ受け継いでいます。たくさんの方が坂城町を愛していると思います。人と人が手を取り合い、協力して、町をつくっていく、そのような町であってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時48分～再開 午後 2時58分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、12番 塩野入猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、令和2年度事業計画について。

平成から令和へと年号が変わり、この4月からは新たな令和時代へと動き出すこととなります。私は、令和元年6月第2回議会定例会で第3期山村町政に向けて質しました。町長は、「活力あふれた輝く元気なまちづくり」のもと、4つの柱、「活力あふれた元気な町」、「人の輝く町」、「笑顔の町」、それに「誇れる町」を町政運営の基軸に答弁がされました。

そこで、第3期山村町政の令和2年度事業計画についてを中心に、これから質問をいたします。

イ、主要事業の位置づけ。

町長は本議会の招集挨拶で、2年度事務事業について述べられました。中でも2年度は第6次長期総合計画をはじめ、これと整合を図るため、1年延長した次期地方版総合戦略など、多くの計画が策定される年度でありますので、計画策定が重点事業の一つに位置付けられると考えられますが、町としては令和2年度の主要事業はどれとどれになるのでしょうか、まずお聞きをいたします。

また、18号バイパスも建設に向けた山場に差し掛かってこなければなりません。強力な推進を図っていただきたいと思います。

私は、2年度は旧村上村編入合併60年の節目の中で、記念行事の有無や記念誌発行の提案を申し上げました。町長は、記念行事は50年、100年スパンのもとが望ましく、やらなければならないのは平成のまとめが必要で、記録に残すことが大切とお考えを示され、そのことでいろいろ相談したいというご答弁でございました。それを受けて工業関連を中心に、商業や農業などの出来事をまとめる平成の時代の産業誌の作成のための予算計上がされました。しかし、私は「坂城町の町勢」というような、その産業も含めた町の歴史を物語る記念誌を望んだところであり、それが60周年にふさわしいのではないかと思ったわけであります。かつては町勢要覧が頻繁に出された時代もありましたが、近年はそれはありません。これについてはどのようにお考えでしょうか。

ロ、計画行政について。

令和2年度は第6次長期総合計画をはじめ、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設等総合管理計画の個別施設計画、それに福祉・介護、健康計画、さらに公営住宅、学校施設、農業水利施設の長寿命化計画など、大変多くの計画が目標年次に達したり、新たな計画策定もあり、策定計画が目白押しであります。タイミング的には頂点に立つ総合計画と同時進行は理にか

なうところでもあります。

そこで、2年度こうした計画策定は、どのような計画が全部で何本あり、その中で総合計画や総合戦略など、町全体を覆う全体的計画と、それから住宅、学校、農業などの個別的計画はそれぞれいくつになるのでしょうか。

また、2年度から新たに策定される新規計画の本数と、その新規計画の策定の根拠と目的もあわせてお聞きをいたします。

次に、公共施設等総合管理計画の個別施設計画は、施設類型ごとに個別施設別のそれぞれの具体の対策方針をきめ細かに定める計画のようですが、これが住宅、学校、農業などの個別的計画とはどう関わるのか、同じようなものがそれぞれ作られていくのか、そのあたりをお聞きをいたします。

そして、こうした計画策定の多くは法や政省令あるいは国の要請に基づき進められていると思いますが、補助金などのその財政的な国等の支援などの優遇的な面ではどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

ハ、重点プロジェクトについて。

トータルメディアコミュニケーション構想推進事業、ワイナリー形成推進事業、それに坂城スマートタウン構想推進事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトに位置付けられ、進められてきました。これも元年6月議会定例会で町長は、課題を踏まえながら、それぞれ次のステップに向けて、引き続き取り組んでまいりたいと、このようにご答弁がされました。

トータルメディアコミュニケーションシステムでは、防災行政無線を第1段階に、セカンドステージ、サードステージへと段階的に進める構想があります。

また、ワイナリー形成事業では、醸造用ぶどう産地化による耕作放棄地の解消などの事業により、地域産業の発展・強化に向かう将来展望があります。2年度予算には、スマートタウン構想では、村上小学校に蓄電池の設置、ワイン文化推進事業として、坂城駅前葡萄酒祭やワインセミナーの継続などが計上されています。これら3つのプロジェクトをそれぞれ継続に向けて、どのような検討がなされているのでしょうか。

総合戦略は検証作業により、検証委員会に図り進めてきていますが、これから長期総合計画策定と整合させながら、次期地方版総合戦略の計画策定に当たり、検証結果から3つのプロジェクトをどのように進めようとしているのか、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから、1としまして、令和2年度事業計画についてのご質問をいただきました。

今、お話ありましたように、招集挨拶、それから予算の説明でもご説明いたしました。また説明のチャンスいただきましたので、またお話ししたいと思っております。ご質問の趣旨に沿って、ポイントを重点的にお話ししたいと思っております。従いまして、私は、イの主要事業

の位置づけについてお答え申し上げます。

令和2年度一般会計当初予算につきましては、最終年度となる坂城町第5次長期総合計画後期基本計画に基づく自律と協働のまちづくりを町政運営の基軸に据えるとともに、1年延長した坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策展開と将来を見据えた長期総合計画ほか、各種計画策定に向けた予算編成を行ったところであります。

ご質問の主要施策につきまして、3点、申し上げます。

1点目としまして、坂城スマートタウン構想推進事業の新たな取り組みとしまして、今、お話ありましたが、昨年の台風19号の課題を踏まえまして、地域の避難所となる小学校に自立分散型エネルギー施設を設置し、平時のCO₂の削減による地球温暖化対策と、停電時等においても安定的な電力供給を併せて実現できるよう、村上小学校へ蓄電池設備を設置いたします。

2点目としまして、基幹産業である工業振興を図るための、新工業団地の整備でございます。

農地法に基づく農業振興地域からの除外申請などの手続や新工業団地と同時に進めてまいります町道A09号線の道路改良事業につきましては、道路の詳細測量及び用地買収に取り組んでまいります。

3点目としまして、数多くの重要な計画策定でございます。

令和3年度から10年間の町政運営の基本構想となる第6次長期総合計画に関しましては、今年度の事業検証結果などを踏まえて、あわせてSDGs、持続可能な開発目標の内容をまちづくりの各施設に反映させた計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、人口減少対策に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略や、障がいのある皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて、障害者福祉施策の基本となる第3期障害者計画や、さらに公共施設等総合管理計画に基づく長期的な視点による個々の施設整備の具体的な方針として、公共施設の個別施設計画、公営住宅や学校施設の長寿命化計画など多くの計画策定に取り組んでまいります。

次に、国道18号バイパス坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成30年度には網掛地籍において、工事用道路及び側道の整備など、この区間で初めてとなる工事着手がされたところであります。現在は、用地交渉を進める中で、坂城町区間の盛り土用の土砂の運び入れ等の施工協議を行っているところとお聞きしているところでございます。

こうした状況を鑑みの中で、町としましても、事業促進に向けて重要な時期を迎えていると認識しており、様々な機会を捉えた積極的な要望活動が大切と考えております。

新年度は、台風の影響等もあり、本年度実施することができませんでした、町で設置しております坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会の国等への要望活動につきましても、5月末に実施する計画で現在調整を図っているところでございます。

地域住民の皆さんの思いをつなぐ国道バイパスでございます。引き続き議員各位はじめ、地域

の皆様、企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて、国道バイパスの整備促進に努めてまいります。

次に、平成をまとめた記録についてのご質問にお答えします。

初めに、平成の時代を振り返りますと、海外では、ベルリンの壁が崩壊し、マルタ会談で米ソ首脳による冷戦が終結、また、国内では消費税3%の導入で幕を開けました。また、昭和の終盤から継続したバブル景気の崩壊や、リーマンショックにより企業は軒並み疲弊したといった経験もいたしました。

一方、コンピューターやインターネットの急速な普及などで、産業や経済を取り巻く環境が変化し、発展・成長を遂げた転換期でもございました。

その後、GAF Aに代表される、新たな概念を持った巨大IT企業が台頭し、社会を取り巻く環境はめまぐるしく変貌を遂げ、その流れは令和を迎えた現在に至っております。

当町の平成の時代は、テクノセンターや、テクノさかき工業団地の建設、町の玄関口となります上信越自動車道の開通、テクノさかき駅の開業、住民待望の日帰り温泉施設びんぐし湯さん館の開館など、住民の皆さんに関わる生活環境も大きく変化いたしました。また、町内企業においても昭和の時代に培った技術力と、ITに代表される新たな技術を活用した製品の製造や商品開発の高度化が図られ、経営者の世代交代も行われた時代であります。

このような時代背景を踏まえまして、当町の基幹産業である、工業の創成期である昭和の時代を記録した「坂城町工業発達史」に続く、工業を中心にワイン製造など新たな産業が芽生えた、平成の時代を記録した産業史を、商工会やテクノセンター、テクノハート等の協力を得る中で、取りまとめてまいりたいと考えております。

先ほどのご質問の中でご提案いただきました、平成時代の町の歴史を綴る記念誌につきましては、町の平成の時代を語る上で大きなウエートを持つ、町の主要産業である工業を中心に商業や農業などの歴史に加え、坂城町の出来事などの掲載の仕方も検討してまいりたいと考えております。しかしながら、作るものとしましてはやっぱり工業中心でやるというふうと考えております。

先ほどのお話の趣旨としては、町誌をつくりましたように、それこそ悠久の歴史の始まりから昭和まで綴った素晴らしい町誌があります。あのようなものについては、もうしばらく時間をかけて作る必要があるかなというふう思っております。平成が終わり令和が始まり、歴史文化については、もう少しじっくりといろんな状況を見てから作りたいと思っております。今回は、工業・商業を中心にやりたいというふう思っております。

企画政策課長（臼井君） ロの計画行政についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、令和2年度は坂城町第6次長期総合計画をはじめとして多くの計画の策定が予定されており、現行の計画が目標年度を迎え内容を見直すもの、また、新たに策定するものを合わせまして16の計画策定が必要となってまいります。

その中で、計画の内容が多岐にわたり町全体の計画として位置づけられる計画は、長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、国土利用計画、公共施設個別施設計画の4つの計画となります。

また、分野、範囲が特定される計画につきましては12計画となっており、内訳といたしましては、障がい者福祉分野で3計画、高齢者福祉分野で2計画、保健・健康分野で3計画のほか、施設維持・管理関係で3計画、男女共同参画関係で1計画を策定する予定となっております。

来年度、新規に策定する計画といたしましては、公共施設個別施設計画、農業水利施設個別施設計画、学校施設長寿命化計画の3計画となっております。

新規計画の策定根拠、目的でございますが、いずれの計画も公共施設、インフラ施設に係るものでございます。新規に策定する3つの計画は、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画として、平成29年3月に策定いたしました坂城町公共施設等総合管理計画に基づく実施計画の位置付けで策定するもので、それぞれの施設について、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び平準化を図りつつ、それぞれの施設に求められる機能・性能、そういったものを維持・確保することを目的に策定するものでございます。

公共施設個別施設計画とそれ以外の長寿命化計画や施設計画の関わりとのご質問につきましては、計画の位置付けといたしますと、どの計画が上位でどの計画が下位だということではなく、いずれも横並びの計画という位置付けでございます。

それぞれの計画を別に策定いたします理由につきましては、施設の種類によって国の所管省庁から独自の策定マニュアルが示されているものがあり、そうした施設につきましては、マニュアルの基準に沿った特有の項目ですとか独自の策定方法が求められておりますことから、個別の計画策定が必要となるという状況でございます。

計画の策定にあたりましては、全課横断的な庁内会議を逐次開催し、情報を共有しながら調整を図る中で、計画策定を進めてまいります。

また、計画を策定することにより、国等から有利な財政支援等が受けられるかのご質問につきましては、現時点において、計画策定が補助金や起債等の必須要件とされている事業はそれほど多くはない状況でございますけれども、国からの計画策定の期限として示されております令和3年以降につきましては、ハード事業を中心に計画への位置付けが必須となる事業が急増してまいっているものというふうに見込んでいるところでございまして、そうした面からも計画の策定が必要となってまいります。

続いて、ハ、重点プロジェクトについてお答えをいたします。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に3つの重点プロジェクトを掲げ、事業を進めてまいりました。トータルメディアコミュニケーション構想推進事業につきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに同報系防災行政無線を整備し、毎日の情報発信とともに、有

事の際の災害や防災情報の発信を行っているところでございます。現在整備を進めております移動系防災行政無線を活用することで、よりきめ細やかな連絡や情報伝達の体制構築が図られていくものと考えております。

また、上田ケーブルビジョンの協力により中核避難所への光ケーブルの敷設や県水道局と連携した水道メーター見守りシステムの整備が進んでおり、今後はいんしん電話の更新や子育て支援アプリの導入など、新たなステージに入っております。

ワイナリー形成事業につきましては、一昨年、町内に待望のワイナリーが誕生するとともに、ワインぶどうの定植面積も増加してきており、着実な推進が図られている状況でございます。また、ワインによる地域振興の機運を高め、ワインを町の新しい文化として浸透させていくためのワイン文化推進事業に取り組んでおります。

今後、引き続きワイン用ぶどうの生産を後押しするとともに、イベントやセミナーの開催やプロモーション活動の実施を通して、ワインにより親しみ、坂城産のワインの美味しさを広く町内外にPRし、また応援していただくための事業への取り組みが必要と考えているところでございます。

続いて、坂城スマートタウン構想事業に関しましては、テクノさかき工業団地内の工場で使用される電力の一括受電に関する効率的な活用について計画していたところでありますが、事業化した際の採算性が取れないと判断し、事業の見直しに至ったところであります。

今後は、引き続き町全体のスマート化を目指すとともに、地域の避難場所となる小学校体育館の持続可能な電力の確保と、平時における自然エネルギーを活用した温室効果ガスの排出抑制による持続可能な社会の実現を目指し、蓄電池設備及び太陽光発電設備を整備してまいりたいと考えております。

それぞれの事業の進捗状況にこそ違いはありますが、いずれの事業も、総合戦略に掲げた重点プロジェクトとして一定の成果が上がったものと認識しているところであります。それぞれの事業は計画期間の満了をもって事業が完了するものではなく、継続した取り組みが重要と考えられるところであります。いずれにいたしましても、次期総合戦略の重点プロジェクトの位置付けを含めまして、事業の方向性や具体的な取り組み等につきましては、長期総合計画の策定に合わせて改めて検討を進めることとなっております。

検討にあたりましては、アンケートなどを通して広く町民の皆様のご意見をお聞きするとともに、長野大学や外部有識者による検証委員会、総合戦略策定懇話会におきまして専門的、総合的なご意見をいただきながら、次のステージを目指した取り組みについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） まず、国道利用計画、第4次坂城町計画がこれから策定をされるわけであり
ます。

第3次計画でのその基本方向やゾーニングなど、これはおおむね計画に沿って遂行されているように思われます。あと、その農用地とか宅地など、目標年次における規模の目標が具体的にその数値でどのくらいというふうに示されているわけであります。

それから、また、その坂城町開発指導要綱によるその高さ制限あるいは住宅開発条件などの環境保全面での秩序ある町土利用もうたわれているわけでありますが、この第4次の計画策定に向けた第3次計画の目標達成状況などの検証は進んでいるのでしょうか、どうでしょうか、まずそれをお聞きをします。

それから、工業施設と総合管理計画の個別施設計画ですが、これは町内公共施設等の全体最適化に向けたランドデザインを描き、効率的な行政サービスの提供を推進するという基本的な考え方であります。ランドデザインは今年度3月までに策定予定で、策定委員会も開催されたようですが、どのような内容で、どこまで進んでいるのか、その進捗状況をお聞きをいたします。

また、これから担当課等で策定される各種の個別施設計画へも反映されなければならないと思いますが、その位置づけや連携などについてもお聞きをいたします。

最上位計画であります長期総合計画のもとに、多くの全体的な計画や個別的な計画が、これからそれぞれ策定をされますが、令和2年度、これから年度末までにどのようなスケジュールで、どう進めていくのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目といたしまして、国土利用計画の検証につきましては、現在、検証の作業を進めている段階であります。住宅地・農用地等の状況を見る中では、おおむね目標値として設定された数値面積が確保されているというところでありまして、全体的な町の土地利用の方向性としていたしましては、計画的、計画に沿った形の中で進んできているものと認識しているところでございます。

続いて、公共施設ランドデザインにつきましては、ランドデザインは、施設類型ごとの整備の方向性を示した坂城町公共施設等総合管理計画と施設ごとの整備計画である個別施設計画を結ぶという位置づけで、公共施設等総合管理計画の内容を補完し、これから策定いたします個別施設計画で定めてまいります町の施設整備の方向性を示した整備構想ということでございます。

ランドデザインは、長野大学の支援を受ける中で、庁内検討会において、全課横断的に協議・検討を行うとともに、議会・教育・福祉・産業といった各分野の有識者の皆さんにご参画をいただき、坂城町公共施設総合管理計画等策定委員会を組織し、庁内で検討した案件をご審議いただいております。

ランドデザインにつきましては、現在、町ホームページにて意見公募を行っているところでございます。今後、お寄せいただいた意見を集約し、策定委員会を開催する中で、年度内の策定に向けて取り組んでいるところであります。

また、学校施設や農業水利施設など、公共施設個別施設計画と別立てで計画策定をするものにつきましても、庁内検討委員会におきまして、情報を共有し、調整を図る中で策定作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の計画の策定の手順につきましては、長期総合計画につきましては、まず今年度行いました、各分野の施策に係る事業検証と現在実施しております町民に対するアンケート調査の結果を集計・分析してまいります。

その後、その結果を反映させる中で、基本構想、基本計画の素案を長野大学の専門的なご意見も頂戴する中で策定し、総合計画審議会においてお示しをしていきたいと考えております。そこで頂いたご意見や、その後の各地域での町民に対する説明会、ホームページ等での意見公募などで、さらにご意見を伺う中で、最終的な計画案にまとめ、総合計画審議会でご意見をいただきたいと考えております。答申していただいた内容を議案として上程していきたいと考えております。

また、各個別的な計画に関しましては、策定に向けて総合計画と並行して作業を進めてまいります。ヒアリングや庁内策定委員会などで各課と調整を図り、総合計画の内容と整合をとる中で、策定作業を進めていくことといたしているところでございます。

12番（塩野入君） 令和の時代がこれから本格的に進みます。社会経済の急激な構造変化を背景に、町に対しても多様化する民意の町政への反映と集約が期待がされます。地域の絆と町民福祉の向上を目指し、将来にわたって明るい展望を切り開いていくことが重要であります。そんな思いを持ちながら次の質問に参ります。

令和元年台風19号災害復旧について。

気象庁は昨年10月の台風19号を「令和元年東日本台風」と命名しました。台風の命名は、1977年の沖永良部台風以来43年ぶりとのこととあります。

私は、前回、令和元年12月議会定例会で、台風19号災害についての一般質問をいたしました。町ではできるだけ今年度内に復旧作業を完了させる目的で、今は千曲川河川敷のあちこちに重機が入り、懸命な復旧作業が続いております。

そこで、今回は復旧作業の状況等について、これから順次質問をいたします。

イ、災害復旧の現状と課題は。

この冬は、天候面では暖冬により降雪もわずかで、復旧工事も環境が良好であり、順調に進んでいるのではないかと拝察しております。千曲川水系河川敷一帯は、マレットゴルフ場及び移設される消防ポンプ操法訓練施設、バラ公園駐車場、昭和橋橋脚、運動公園、それに上五明東河原、下河原の復旧作業が進められています。午前中、それから先ほど同僚議員の質問と一部重複する部分も、する場所もありますけれども、現在の復旧現場の進捗状況はそれぞれどうなのでしょう。まずそれをお聞きをいたします。

中でも、昭和橋災害復旧根固め工事は、5月末まで2カ月の工事期間延長になるということですが、その詳細をお聞きするとともに、期間延長に伴う最終的な事業費はどれぐらいになるのでしょうか。

また、河川敷施設以外の被災した工業施設や農林道、河川などの復旧状況はどんなでしょうか。

私の前回、12月議会での工事関係者の確保の質問に対して、現状では町内業者については、復旧工事に係る体制確保については特に影響はないと、このようにご答弁がされました。今、マスコミ報道では請負業者側の作業員確保の問題も取り沙汰されておりますが、町ではその辺大丈夫でしょうか。

そして次に、生業の状況について、それぞれお聞きをしたいと思います。

まず、農業関係については、被害額が約7,700万円とのことですが、その内訳、農作物、樹体、生産施設、それに農業機械の別にそれぞれ面積・台数及び金額をお聞きをいたします。

罹災証明については、住宅、事業所や物置などの建物被害が93件、そして農業被害額が、今、申し上げた約7,700万円の中でそれぞれ何件、罹災証明発行されているのでしょうか。

そしてまた、その住宅や附属建物の被害に係る災害見舞金の支給状況及び日本赤十字社や共同募金会からの義援金の配分状況はどんなでしょうか。

次に、間もなく圃場では稲の種まき、育苗がこれから始まります。埴科用水は既に頭首工のゴミ類は除去されましたので、通水は完全になされたというふうに見てよいのでしょうか。六ヶ郷用水は、2月の組合議会定例会で通水量は応急工事で通常の90%確保できる見通しであります。前回の質問では、千曲川渇水期に実施するため、復旧までに2年間を要し、今年の11月ごろに引き続き、頭首工周辺の復旧作業が予定されているということでありましたが、その後、新たな進展は見られているのか伺います。

最後に、対処すべき課題など、災害復旧から見えてきたものはありますでしょうか。お聞きを申し上げます。

ロ、防災対策について。

激甚台風19号の襲来による災害対策から防災対策に向けた取り組みが進んでいることと思います。今、被災状況や復旧作業により、様々な問題・課題が集約されていると思われませんが、町の防災対策はどこまで進んでいるのでしょうか、お聞きをいたします。

私は、災害に対する各種ネットワークの強靱化により、災害時の情報伝達体系の強化・確立を図ることが、これが大切だと考えますが、それはいかがでしょうか。そしてそれに合わせて、視覚・聴覚・言動機能障害をお持ちの方への情報伝達も整える必要もあると思います。また、工場・事業所等の企業に様々な国から多くの外国人が町に住んで働いていますので、外国人就業者に向けての多言語伝達手段も必要ですが、それぞれお考えをお聞きをいたします。

こうした中で、災害状況の集約や伝達体制の確立をするためには、人的・物的被害や住民の避

難状況などの情報を一元化に管理した災害対策本部の支援体制の構図が重要になるのではないかとと思いますが、町の考えをお聞きをいたします。

建設課長（宮下君） 2、令和元年台風19号災害復旧についてのうち、イ、災害復旧の現状と課題について順次お答えいたします。

千曲川河川敷の復旧進捗状況ですが、バラ公園駐車場については、工程どおり工事が進んでおり、工期内の3月末までに完了の見込みでございます。

昭和橋の災害復旧工事につきましては、12月議会におきまして6,292万円の請負契約の締結の議決をいただき、令和2年1月初めより本格的に工事を進めているところであります。災害復旧工事を実施するに当たり、濁水期間の3月中に工事を完了させるよう進めてきたところですが、橋脚周囲の根固めブロックの設置工事はおおむね3月末で工事完了となるものの、千曲川河川の水回し及び工事用道路等の仮設工事で設置いたしました、大型土のうの撤去及び整地等の原形復旧工事がどうしても3月末までの工期に間に合わないため、千曲川河川事務所と協議をする中で、5月末までの2カ月間の工期延長をいたしたいと考えております。

また、変更請負金額につきましては、現在精算中でありまして、近日中には最終的な事業費が確定できる予定ではございますので、本会議におきましてご審議いただきたいと考えております。

河川敷施設以外においては、こんぴら山ミニパークの風倒木等がございましたが、11月初めに処理が完了しております。

12月議会においてもご答弁いたしました。災害復旧工事に伴う建設業者の確保につきましては、幸いにも町内は近隣の市町村に比べ被害が少なかったことから、災害復旧工事に係る建設業者の体制確保については、特に支障なく工事を進めていただいております。

住民環境課長（山崎君） イ、災害復旧の現状と課題はのうち、ポンプ操法訓練場復旧工事の進捗状況についてお答えいたします。

消防ポンプ操法訓練場につきましては、今回の台風災害により、これまで使用してきた千曲グラウンド内訓練場のアスファルト舗装が流出するなど大きな被害を受け、使用不能となっている状況でございます。

町では、現在地と比較して浸水被害が少ないと考えられる鼠橋運動公園の多目的グラウンドへの移設復旧に向けて、千曲川河川事務所へ協議を行い、調整を進めてまいりました。

工事内容は、従前の訓練場と同等規模のアスファルト舗装等を施工するもので、工事を発注済みでございますが、現在、鼠橋運動公園も災害復旧事業の施工中ですので、その工程と調整を図り、早期の事業完了を目指してまいります。

商工農林課長（大井君） イ、災害復旧の現状と課題はのご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、千曲川河川敷内の農地の災害復旧についてお答えを申し上げます。

農地の災害復旧につきましては、関係農家との立ち会いも終わり、作付期間も迫っております

ので、水田から優先して堆積した土砂の撤去を進めております。

周辺の水路の復旧も含め、4月末の復旧を目指して進めているところでありますが、復旧には困難な農地も多く、広く土砂が堆積して元の水田の形状がわからなかったり、厚いところでは1メートル以上土砂が堆積している箇所などがありますが、復旧に努めているところでございます。

続きまして、千曲川の河川敷以外に被災した林道及び用水路の復旧状況についてお答えをいたします。

台風19号被害では、林道、作業道の倒木及び用水路の施設の破損や土砂堆積など被災した箇所が多数ございましたが、現在は林道、作業道の倒木、用水路の土砂堆積については復旧済みでございます。

また、一部沢沿いの倒木処理、及び用水路の施設の復旧工事については、現在復旧を進めており、全て今月中に復旧する予定でございます。

次に、農業被害額7,700万円の内訳及び面積等についてお答えをいたします。

昨年の台風19号による農業被害額は、果樹などの生産物被害のほか、農業用ハウスなどの施設や農業機械など7,700万円もの被害が生じました。今回の被害額の算定方法は、台風19号の被害が広範囲に及んでいることから、県の指示によりこれまでの減価償却による残存価格算定から復旧に要する再取得額で算定する方法に変更したため、被害額が大変大きなものとなっております。

被害額の内訳は、りんごをはじめとする生産物被害が31ヘクタール、被害額2,200万円、果樹の樹体被害が14ヘクタール、被害額600万円、農業用ハウスや農機具格納庫など生産施設被害が87棟、2,700万円、千曲川の増水による農業機械の水没や流失による被害が50台、被害額2,200万円となっております。

次に、被災の農業者の支援に必要な被災証明についてですが、対象となる物件は、ビニールハウスや農機具格納庫、果樹棚といった農業用施設や農業機械など、合計41件に交付しております。

次に、災害見舞金の支給状況についてのご質問のうち、商工業関係の見舞金についてお答えいたします。

町では、台風19号により被災した町内商工業事業者の状況を鑑み、見舞金を支給する「災害見舞金支給制度」を今年度創設いたしました。支給状況といたしましては、浸水による被害が10件、強風による被害が9件で、全体で19件の事業所に見舞金を支給させていただいたところでございます。

続きまして、埴科用水及び六ヶ郷用水の復旧状況についてお答えします。

埴科頭首工の流木については、千曲川の流れを変える仮設工事を行い、3月初めに重機での撤

去を行い完了いたしました。その後、頭首工の動作確認を行ったところ、電気系の不具合はなかったとのことでありますが、ゲートを動かす油圧系統に一部不具合があり、メンテナンスを行うとお聞きをしております。

通水の予定は、3月下旬に通水試験を行い、水位計などの機器や施設の状況を確認するとのことで、改良区からの通水の連絡がありしだい、防災行政無線等で町民の方へ周知をしてまいりたいと考えております。

また、ただいま申し上げました以外の頭首工周辺の施設の復旧につきましては、引き続き詳細の調査、測量を行い、11月以降の渇水期に復旧工事を行うとお聞きをしております。

また、六ヶ郷用水につきましては、仮復旧により現在例年の90%程度が取水できる状況となっているとお聞きをしておりますが、本復旧については、埴科用水と同様、11月以降に頭首工周辺の復旧工事を行うとのことでございました。

次に、対処すべき課題など、災害復旧から見えてきたものは何かとのことですが、苦慮した点について申し上げますと、被災した公共施設や農地の復旧に向け、国の補助制度を活用して復旧事業の組み立てをしておりますが、このような復旧事業などを実施する際、農地の堆積した土砂等の撤去など、農地災害復旧事業を実施するに当たり、今回の台風のように広範囲で災害が発生した場合、各市町村による被害の取りまとめに差が生じてまいります。被害状況を早く取りまとめた市町村でも、国の災害対応スケジュールに沿って復旧事業を進めなければ事業に着手できず、復旧事業に遅れが生ずることとなります。

公共施設の被災は、比較的早く事業費の積算ができますが、農地の復旧の場合は、農家の復旧の意向確認や所有者と合同で被災状況の確認などが必要となり、事業着手までに時間を要する点などが苦慮した点でございます。

教育文化課長（堀内君） 教育文化課が所管している河川敷施設と河川敷以外の施設の復旧状況についてお答えいたします。

現在、災害復旧工事を施工している河川敷内の施設は、鼠橋運動公園と上五明の坂城町運動公園の2カ所でございます。鼠橋運動公園につきましては、マレットゴルフ場と運動場の土砂撤去、陥没箇所の整備、倒木処理が完了、現在両コースの成形を進め、3月中旬には、ほぼマレットゴルフ場全コースの原型復旧を完了させ、今後、各コースの仕上げ、運動場の整地、ネットフェンス、トイレ等の整備の設置を行ってまいります。

坂城町運動公園につきましては、少年野球場等グラウンド3面に流入した土砂の撤去、陥没箇所の整備はほぼ完了し、今後はグラウンドの不陸整正、グラウンド土の盛りつけ、クレー舗装を行い、防球ネット、トイレ等、設備の設置を行ってまいります。

いずれの運動場も引き続き関係団体との連携を図り、年度末までに竣工できるよう努めてまいります。

次に、河川敷以外の公共施設の復旧状況についてですが、坂城中学校校舎、大峰教室の屋根修繕、村上小学校体育館、格致学校歴史民俗資料館の壁修繕、南日名教員住宅、坂木宿ふるさと歴史館長屋門破風修繕、文化センター大会議室ガラス修繕等については、いずれも昨年中に修繕等を完了しております。

総務課長（柳澤君） イ、災害復旧の現状と課題はのうち、台風19号により建物の被害を受けた方のうち、お申し出のあった方に交付した証明の件数ですが、2月末現在、住宅に受けた被害を証明する罹災証明49件、住宅以外の物置や事業所などについて、被災者から町に届け出のあったことを証明する被災証明20件の合計69件でございます。

次に、日本赤十字社や共同募金会などからの義援金の配分ですが、長野県や日本赤十字社、共同募金会が募集し、全国の皆さんから寄せられた義援金が、長野県災害義援金配分委員会を通じて当町にも配分がございました。

町においても、坂城町災害義援金配分委員会を設置し、長野県の交付基準どおり、被災者の方へ配分することとし、2月末現在、人的被害1件、住家被害43件、合計44件を交付をいたしております。

続きまして、ロ、防災対策についての進捗状況でございますが、避難所の停電課題につきましては、太陽光発電設備と蓄電池を活用した非常時にも一定の電力が確保できる仕組みを、また備蓄資材の拡充について、令和2年度当初予算に計上をいたしました。

あわせて、中核避難所での物資の備蓄や避難が長期化した場合の仕切りやベッドの確保策、避難情報の伝達や自主防災会との連携のあり方などについても検討を進めております。

次に、情報を一元的に管理する災害対策本部の支援体制の構築というご質問ですが、災害対応におきましては、総務、民生、産業、建設、教育など各部の持つ被害や現場対応の情報を集約し、次にどんな対策を立て、それを速やかに伝達することが肝要と考えられ、本部内各部との連携、情報共有、あわせて状況に応じた部を超えた支援体制づくりが重要と考えるところでございます。

福祉健康課長（伊達君） イ、災害復旧の現状と課題はのうち、個人の被災に係る災害見舞金の支給状況についてお答えいたします。

災害見舞金は、町の災害見舞金支給要綱に基づき、災害により人身や建物に一定以上の被害を受けた方に支給しておりますが、令和元年の台風第19号におきましては被害が広範かつ他方面に及んだことから、商工業事業者に関する見舞金支給要綱を創設するなど、支給要綱を一部見直し、対応をいたしました。

個人の被災に対する見舞金の支給状況でございますが、被災者生活再建支援制度や災害救助法による救済があった方を除き、人身被害に対し2件、住家被害に対し48件、物置など、住家以外の建物被害に対し10件、合計60件の支給を行っているところでございます。

なお、社会福祉法人長野県共同募金会では、災害義援金とは別に、昨年の台風第19号により、

住家について一定以上の被害を受けた方に、社会福祉協議会を通じて、災害援護金を支給することとしており、現在、町社会福祉協議会において、支給に向けた準備を進めているとお聞きをしているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、口、防災対策についてのご質問のうち、情報伝達の強化等に係るご質問についてご答弁を申し上げます。

町では、緊急時や災害時等に、防災などに関する情報を住民の皆さんに迅速かつ確実に伝達できる仕組みといたしまして、同報系防災行政無線を整備し、情報の配信を行っております。

昨年10月の台風19号の接近に際しましても、戸別受信機や屋外スピーカーからの放送のほか、さかきまちすぐメール、町公式ツイッター、町ホームページ、坂城町防災WEBなどと連携し、様々な手段を用いて多角的に災害情報の発信を行い、情報伝達の面で、大変効果的に機能したものと考えているところでございます。

全戸、全事業所を対象に配布している戸別受信機につきましては、町専用の電波帯域を利用しているため、災害に強く、避難情報などが確実に配信でき、町民の命を守る情報発信手段として大変有効であると考えております。

また、戸別受信機には、文字表示の機能を有した機種を用意しておりまして、聴覚に障がいのある方の世帯を対象に配布し、音声とともに文字による情報配信を行っております。

外国人への情報伝達につきましても、町ホームページでは、パソコンからの閲覧とともに、スマートフォン対応サイトにつきましても、日本語以外に英語、韓国語、中国語に対応し、情報発信を行っているほか、防災行政無線と連携している町公式ツイッターについて転入の際にご案内いたしております。

ツイッターには、翻訳機能が備え付けられており、ご利用の方の母国語への翻訳が可能となっております。

今後も、そうした機能や手段の周知徹底に努めますとともに、日々変わりゆくICT技術等について研究をしていく中で、情報伝達機能の充実・強化について努めてまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 時間がありませんが、まず消防ポンプ訓練施設、今、原形に復してますけれども、後利用、一体どうなるんでしょうか。

それから、あそこへ、今、土砂、やっていますが、東河原、下河原の土砂、大量にあるんですが、あれだけで応じられるかどうか、その辺もお聞きをしたいと思います。

それから、ぶどうやりんごなどの樹木への大量の覆土というのは、これ、木を枯らす原因にもなるわけですが、その土砂撤去は早目が大切なんです、その応急はどうでしょうか。

それから、もう一つ、JAながのの旧村上店で組合懇談会がありまして、その中で、県や市町村の利子補給を含めた無利息対応資金があるんだと、こういうことでありまして、そこには市町

村の利子補給があるんですが、その町村の利子補給について伺います。

そして、もう一つ、今、NHKの受信料、それから水道の利用料などについて、こうした減免措置が今いろいろ出てきますが、よく町民にはまだ伝わっていない面があるわけでありまして。その基準価格、制限もある中で、うまく伝える仕組みも欲しいかなと思いますが、よろしく、端的にお願いします。

教育文化課長（堀内君） 旧消防ポンプ操法訓練所施設一帯の千曲運動場の後利用についてということでお答えいたします。

千曲運動場は、台風が来るたび、たびたび冠水している箇所でございます。近年で申しますと、平成29年10月、30年10月の台風で冠水被害を受けております。このような状況でございますので、千曲運動場の後利用につきましては、まずは原形復旧を行いまして、これまでの浸水の経過等を踏まえまして、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

商工農林課長（大井君） いくつかご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、埴科頭首工の付近の洗掘された土地でございますけれども、12月でもご説明いたしました。全体で約1万7千立方メートルありまして、現在、上五明の運動公園の土砂、それから、ご質問にもございました、下河原、東河原の土砂を埋め戻しをしましても、まだ不足をするという状況でございます。その不足分につきましては、同じ事業で千曲市の力石地籍で行っております土砂を搬入して埋め戻す予定でございます。

続きまして、果樹の根本の土砂の撤去でございますが、こちらは撤去、完了してございます。

続きまして、農協の利子補給につきましては、県と市町村、それから農協の基金が持ち合いまして利子を補給していくという制度でございますけれども、こちらについては、需要がございましたら要綱、予算措置等を行ってまいりたいと考えております。現時点では、ご希望されている方はおいでにならないという状況でございます。

福祉健康課長（伊達君） 昨年の台風19号災害によるNHK放送受信料の免除につきましてでございますが、台風19号については、大規模な災害としてNHKのほうでは総務大臣の承認を受け、通常の免除に対して、免除の範囲あるいは期間について特例的に拡大をしたということでございますけれども、こうした特例的な取り扱いの内容あるいは、また周知の依頼、こういったものを事前に町のほうに情報が来ておりませんでしたので、町民の皆様にご情報をお伝えするまでには至っていなかったということでございます。

今後、事業主体から、こうした周知の要請等ございましたら、個別あるいは町のホームページでご案内をしてみたいと考えております。

建設課長（宮下君） 県営水道料金の減免措置でございますが、減免対象は住家が浸水等により被害を受け、罹災証明書を受けた方で、全壊、大規模半壊、半壊で床上浸水以上の場合、一部半壊で床下浸水をした場合となっております。坂城町におきましては、減免対象となる被災者が限定

されたことから、個別にご案内をいたしたところでございます。

12番（塩野入君） 暖冬とは言っても、千曲川に沿った本町は寒さが応えます。農業従事者は高齢化が進み、春先になって耕作地の土砂や災害ごみを片づけようと思っていた人たちが、3月になってようやく動き始めています。

災害被害の申請には期限があり、これからの災害救助は難しくもなっています。高齢の女性がひとり黙々とぶどう棚の支柱の立て直しをする姿を見るにつけ、むなしい思いがいたします。

昨年は8月の大雨による九州北部での災害、台風15号、そして台風19号などによる災害が相次ぎました。災害復旧を目の当たりにして、その原因の解決が重要であることを改めて気づきます。

多国籍企業や政府、さらに国連が原因解決の認識をより強く持って取り組んでいただかなければならないということを思いながら、これにて、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時57分）